

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成30年9月7日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

21番 小松崎伸君

1. 出席説明員

| | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 経営企画部長 | 飯 泉 栄 次 君 |
| 総 務 部 長 | 中 澤 勇 仁 君 |
| 市 民 部 長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部長 | 川 上 秀 知 君 |
| 環境経済部長 | 藤 田 聡 君 |
| 建 設 部 長 | 八 島 敏 君 |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 |
| 会計管理者 | 山 越 恵美子 君 |
| 監査委員事務局長 | 大和田 伸 一 君 |
| 農業委員会事務局長 | 結 速 武 史 君 |
| 経営企画部次長 | 吉 田 将 巳 君 |
| 総 務 部 次 長 | 小 林 和 夫 君 |
| 市 民 部 次 長 | 植 田 裕 君 |
| 保健福祉部次長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 保健福祉部次長 | 小 川 茂 生 君 |
| 環境経済部次長 | 梶 由紀夫 君 |
| 建 設 部 次 長 | 根 本 忠 君 |
| 建 設 部 次 長 | 山 岡 孝 君 |
| 建 設 部 次 長 | 長谷川 啓 一 君 |
| 教育委員会次長 | 杉 本 和 也 君 |
| 教育委員会次長 | 飯 野 喜 行 君 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | |
|----------|-----------|
| 事務局 長 | 滝 本 仁 君 |
| 庶務議事課長 | 野 島 貴 夫 君 |
| 庶務議事課長補佐 | 田 上 洋 子 君 |
| 庶務議事課長補佐 | 飯 田 晴 男 君 |

平成30年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成30年9月7日（金）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

21番小松崎 伸君より欠席の届け出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、12番長田麻美君。

〔12番長田麻美君登壇〕

○12番（長田麻美君） 改めまして、おはようございます。日本維新の会、会派無会派の長田麻美でございます。通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。一般質問3日目となりまして、皆様、お疲れのことと思いますが、なるべく簡潔明瞭に努めますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、おくのキャンパス、牛久第二中学校の部活動についてお尋ねをいたします。

おくのキャンパスは、御存じのとおり、近隣市町村では児童生徒数の減少による小中学校の統廃合が進む中、統廃合を進めるのではなく、奥野さくらふれあい保育園、奥野小学校、牛久第二中学校の保育園から中学校までの一貫した教育を推進しております。逆に、小規模でも特色のある魅力的な学校にして存続を図り、現在、学区外から通う児童生徒がふえている現状であります。今後さらなる児童生徒数の増加を求む観点から、この質問を取り上げさせていただきました。

今定例会の同僚議員の質問の中で、おくのキャンパスは2クラスになることが望ましいとの答弁がありました。奥野小学校の1年生は、今までの功績もありまして2クラスとなりましたが、小学校1年生以外の学年、また、入学や転校を考えている児童生徒にもう少しアプローチが必要であると考えます。過去にもこの観点から制服などについて変更するという旨の質問をさせていただきましたが、今回は第二中学校の部活動に着目をさせていただきました。

現在、第二中学校の部活動は、野球、男子テニス、女子テニス、吹奏楽、ボランティアの5部活、種類は4種類となっており、市内のほかの中学校と比べて種類が少ない現状であります。生徒数が少ない中で部活動をふやすことは、既存の部活動が大会に出場できる選手の人数の確保や顧問の先生の確保など、さまざまな理由において大変困難であると重々承知をしておりますが、やはりサッカーやバスケットボール、剣道など、人気のあるスポーツの部活に入りたいとの声もあることは事実であります。このことについて、市はどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久第二中学校には、全部で5つの部活動があります。議員がお話しされましたように、野球部、男子テニス部、女子テニス部、吹奏楽部、ボランティア部です。学校では、部活動に全員参加としており、1・2年生65人全員が5つの部活動のどこかに所属して活動しています。各部の部員数は、野球部9人、男子テニス部15人、女子テニス部12人、吹奏楽部18人、ボランティア部11人です。議員の御指摘のとおり、ほかの中学校に比べると部活動の数は少ないのが現状です。以前は、サッカー部や女子バスケットボール部がありましたが、生徒数や教員数の減少により廃部となりました。

牛久二中の生徒の中には、小学校のときにサッカー少年団、バレーボール少年団、剣道少年団などに所属していたり、水泳、レスリングなどを習ったりしていた生徒がいます。その中には、中学校に進学しても部活動として継続していきたいと思う生徒もおり、その都度、学校でも検討してきましたが、生徒数や教員数のバランスを考え、部活動を継続させていくためにはこの5つの部活動を充実させて運営していくことが望ましいと判断してまいりました。

おくのキャンパスの取り組みにより牛久二中の生徒数が増加することは、部活動を初め、生徒の学びをより一層豊かなものにすると考えます。市の教育委員会としましては、児童生徒のため、小規模特認校であるおくのキャンパスの一層の充実を図っていこうと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） おくのキャンパスは特認校として特色を持たせ、児童生徒数の増加に力を入れているところですが、やはり部活動の種類の少なさが課題になっていると思います。奥野小学校に通わせたいと考えていたけれども、中学校へ上がったら野球かテニスか吹奏楽などしかないため、結局学区内の学校にするしかないなどの声も耳にいたします。また、在校生からも部活動の少なさを不満に思う声も少なくありません。

この質問に当たり、私は当初、キャンパスバスを利用してほかの中学校への部活動の参加についての是非をお伺いしようと思っていたのですが、担当課とのヒアリングの中で大会には参

加できない点など、いろいろな問題が生じるので難しいというお話を伺いまして、仮にほかの中学校へ参加することが可能になったとしても、その中学校の子たちは大会に出られるけれども、第二中学校の子は出られないなどの問題で、その子供たちの心情を考えますと、それはいかがなものかなと思ひまして、別の視点で質問をさせていただきます。

チーム人数が多く必要な競技については、既存の部活動のチーム数確保のため困難であると思いますが、やはり部活動をどうにかふやすことも児童生徒数増加の施策として大変重要な課題であると思います。生徒数の増加が安定すれば、もちろんサッカー、バスケットボールなどもふやすことも可能であると思いますが、それまでは特色を持たせるという観点から、市内、ほかの中学校にはなく、人数を要しない個人競技やチーム数の少ない部活であればふやすことも可能ではないかと考えます。例えばゴルフやスケートボード、ボルダリングなどのスポーツクライミングなど、ほかの中学校にはない部活をふやしてはいかがでしょうか。新たな特色が生まれ、さらに生徒数増加につながるきっかけになると思います。

また、顧問の先生方の確保など、難しいところもあると思います。専門分野になりますので、そこはスクールアシスタントとして専門的なコーチをお願いすることもできるでしょうし、新しくオリンピック競技になっているスポーツもあると思いますので、先進的に部活動として取り組んでいくべきであると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員の御指摘のとおり、おくのキャンパスの特認校として、生徒数の増加のために特色ある学校づくりはとても大切なことです。部活動について個人種目をふやしていくということについては、牛久二中と教職員のバランスを考えながら検討してまいりたいと思います。

また、部活動として運営するためには、県中学校体育連盟規約に定める競技となっております。市内には牛久南中の卒業生が、部活動としては活動していませんでしたが、ボルダリングの活動をしていまして、ワールドカップ日本代表として現在活躍しています。ボルダリング、ゴルフ、スケートボードなどは県中体連にはない競技となっているため、部活動としての運営は現在のところ難しい現状です。

おくのキャンパスである奥野小学校では、陸上の練習のときに学校サポーターとして流通経済大学の専門家と連携して指導に当たっています。二中でも、希望する生徒が一定数そろえば、部活動ではない時間に学校サポーターを活用して部活動以外の分野の指導を学校と考えてまいりたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 御答弁の中で、必要性は感じているが、中学校体育連盟の規約など

もあり、部活動の増部は今のところ困難であるということはわかりました。今の質問に関してのお考えを、大変恐縮ではありますが市長にお聞きしたいと思っております。市長にお聞きする通告はしていませんので、次の質問の後にすることを予告させていただきまして、次の質問をさせていただきます。

この部活動の少なさの件は、奥野地区の保護者の方々において大変重視されている問題であると思います。早期の部活動の増部ができないことも承知してのことと思いますが、最近、保護者の方々が既存部活以外にもスポーツをさせてあげたいと、小学校から大人までを対象にサッカーやフットサルなどの指導を行ってくれるボランティアも始まりました。子供から大人までが参加でき、奥野小学校校庭で行っておりますが、大変非常によい取り組みであると思います。また、日曜カップ塾等でもさまざまな体験ができるようになってきてはおりますが、こうした地域の方などに参加していただけることに対し、市として今後より強いアシストをしていくべきであると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校だけではなかなか解決できない課題に対して、地域の皆さんの力をおかりしながら子供たちの豊かな成長を支えていく活動は、今後ますます必要になっていくものと思われま。

今回の牛久二中での事例は、少子化が進む奥野地区において部活動の数が少ないという学校の課題に対して、保護者の方々が自主的に課題解決に取り組んでいただいている活動と思われま。そして、まさにこのような学校の課題について、保護者のみならず、地域の方々の知恵と協力を得ながら地域ぐるみで取り組んでいこうとすることは、コミュニティ・スクールの目指すところの一つでもあります。

そのような視点で考えた場合、今回の事例については、おくのキャンパス学校運営協議会の中で課題の共有化を図るとともに、必要な支援の方策をぜひ議論していただきたいと思いま。そして、総合型地域スポーツクラブ・奥野地区スポーツ交流会やスポーツ少年団との連携の可能性を探ることは非常に重要ではないかと思われま。

市の教育委員会といたしましても、今回の長田議員の問題提起をおくのキャンパス学校運営協議会と共有し、よりよい方向に進むよう努力していききたいと思いま。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ただいまコミュニティ・スクールとして目指すところであり、おくのキャンパス学校運営協議会での共有化や重要性についての大変前向きな御答弁をいただきました。大変重要な課題でありますので、推進に期待をいたします。

さて、先ほど予告させていただきましたように、この件に関しましての市長のお考えをお伺

いさせていただきます。

部活動においては、県中体連の規約などもあり難しいとお聞きしましたが、正直私ははっきり申し上げて、もう部活動にならなくてもいいのではないかと思っております。大会にできることが全てではないと思いますし、クラブ活動であってもいいのではないかと思います。部活でなくとも、中学校でのさまざまな経験が高校進学や社会人になってからの未来や対人関係の豊かさにつながるきっかけづくりを、この誰もが受けられる義務教育の中で本市ができれば理想であると考えます。小規模な学校から、その部活動や経験をきっかけに生徒たちの才能の開花や発揮の可能性が見出せるかもしれません。

先ほどの提案では述べませんでしたが、ほかにも美術や書道等、また、空手など、個人で才能を生かせることも多くあると思います。小規模な中にも奥野地区からオリンピック選手、プロゴルファー、芸術家などのアーティストの輩出でき得る可能性、そしておくのコミュニティーの児童生徒増加策として、この質問に関しての率直な市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も中学校のとき野球をやっております、たしか私たちの中学時代は、野球、バレー、バスケット、そんなに多くない種目でございました。全ての皆さんがやっているというか、そうでもなかったような気がしますけれども、私はそういうことで、さっき長田議員が言っておりました、部活でなくてもそういう自分のやりたいスポーツ、そういうことに対しても私はこれからのあり方なのかなと、大会が目的じゃなくて自分のこういうスポーツをしたいと。

私は常々思っておりますけれども、小さいときというのは小学校、中学校でございますけれども、一つのスポーツに特化するんじゃなくて、さまざまなスポーツをやることによって、そして高校ぐらいから自分の道に合ったスポーツを選択すればいいのかなんていう気もいたします。私もちょっと今、かつて一緒に野球をやった仲間から、筑波大の先生なんです、ぜひスポーツアカデミーをつくって、子供たちのいろいろなスポーツの入り方、そして体のケア、そしていろいろな取り組み方を総合的に勉強して子供たちに教えてあげようということを今、実は来月ちょっとそういうものを、東京で会いましてそういう話を聞きながら、そういうスポーツアカデミー的なものをつくりながら、そしていろいろな学校にそういうものを指導したら、もっともっと子供のスポーツの才能を伸ばせるのかなということで今考えております。

ですから、これからの中学校義務教育の中でのスポーツのあり方というのは、一つのものへのこだわりなく、本当に部活じゃなくて本当に子供たちがやりたいもの、それで、ただ、やはり安全とか、そういうものがやっぱりある程度担保されないことも仕方がないことですので、その辺をどういうふうにしてやるかというのは、これから中学校におけるスポーツの

部活、スポーツの取り組み方のあるべき姿なのかなと私は思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。ただいま市長からスポーツアカデミーなどの提案をいただきました。一つのスポーツではなく、いろいろなさまざまなスポーツに触れ合う機会をつくってあげたいというお気持ちがわかりました。

また、先ほど私の質問の中に、指導者としてスクールアシスタントの増員も見込めるのではないかと内容がありましたが、現状として支援の必要な児童生徒に対してのスクールアシスタントがまだまだ足りていない現状があります。予算議員要望でも上げさせていただきましたが、この場をおかりしてスクールアシスタントのさらなる増員のための予算増額のお願いとともに、もし、おくのコミュニティにスポーツアカデミーとしてゴルフ部ができた際には、現在スクールアシスタントの予算が大変少ない状況でありますので、指導者としてぜひ市長にゴルフの講師として参加していただくことも重ねてお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

コミュニティ・スクールと地区社協の協働についての質問をさせていただきます。

初めに、先ほどの質問の中でもコミュニティ・スクールという言葉を使わせていただいておりますが、いま一度、確認事項として、コミュニティ・スクールとはどういうものか、また、地区社協福祉協議会の役割についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コミュニティ・スクールとは、学校の中にPTAや地域の方々、そして校長先生や教頭先生を委員とする学校運営協議会という組織をつくります。ここでさまざまなことを話し合いながら、学校運営に地域住民等の意見を反映させることで、学校と地域とが一体となって子供たちを育む教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

一方、8つの小学校ごとにある地区社会福祉協議会は、牛久市社会福祉協議会とは別の任意団体であります。縦割りをなくし、「他人事」を「我が事」として捉え、住民同士が助け合い、力を合わせて一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指した新たな支え合いの基盤づくりとして位置づけられています。

したがって、コミュニティ・スクールは、学校運営やその運営に必要な支援の方法について話し合うための組織であるのに対して、地区社会福祉協議会は、地域福祉の向上を目的として、介護予防などの支援、家事援助、買い物支援などの生活支援、地域のニーズに合った活動を実施する団体であり、その活動の中には学校との連携を進めている地区社会福祉協議会もあるという現状です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ただいまの答弁で、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置された学校であり、それは話し合いの場であることが示されたわけではありますが、コミュニティ・スクールの推進していくに当たり、地域との連携が不可欠であるということも明確になっております。

地区社協についても、大変大きな役割があると認識をしております。その中で、地区社協はどのようなかわりをしていくかをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会で話し合わせ、合意された支援活動について、できる人ができることから実践していくことが期待されています。

例えば、子供たちの通学路の危険箇所への対応が課題となった場合には、安全を確保するための方策や誰がその役割を行うかなどを話し合います。また、奥野の日曜カップ塾などのように、その地域の子供たちに体験学習ができる場を提供したいという方々の思いが合意されれば、誰がどのように行うかを話し合います。また、中学生の職場体験学習の場所が見つからない、そういった場合には地域に詳しい方々が体験場所を探してあげます。

こうした実際の活動を「地域学校協働活動」といまして、その実施主体には個人としての地域住民のほか、保護者、NPO、民間企業、団体、機関などになっていただきたいと思っています。

一方、地区社会福祉協議会は、学校もその構成員の一員になっています。住民同士の交流を深め、支え合いのまちづくりを進めるという会の趣旨から、これまでも学校の田植えのお手伝いや登下校の見守り、子供たちの昔遊びの先生、自習教室の見守り、学校の除草作業のお手伝い、さらには子供たちによる感謝の集いなどを通して、子供たちと地区社会福祉協議会の皆さんとのかかわり合いを深めてきました。

今後、市内の学校が全てコミュニティ・スクールとなり、学校運営協議会が設置された場合にも、学校運営協議会の構成メンバーとして参加いただき、これまで以上に地域学校協働活動の中心的役割を果たしていただく団体としてより深くかかわっていただければと思っています。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） それでは、次に今後の方向性についてお伺いいたします。

地区社協の構成員の方は、地域にもよるとは存じますが、年配の方も多く、お孫さんと離れて暮らしている方もいらっしゃると思います。地域の子供たちを孫のように思い、子供たちと触れ合うことにより元気をもらっていると、よく聞き及んでおります。今後、コミュニティ・スクールの目的を達成していくためには、このような世代間の交流をより深めていくことが重

要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） コミュニティ・スクールとそれを外側から支援する地域学校協働活動は、車の両輪です。

地域とともにある学校づくりが活性化するためには、「未来を担う子供たちの豊かな学び」をキーワードに、人と人とのネットワークが形成されていくことが必要とされます。

長田議員のおっしゃるように、「学校に行くことで子供たちから元気ももらっているよ」ということを市民の皆さんから私もよく聞いております。

地域学校協働活動の推進は、子供たちにとっては学びや体験活動の充実が図れることや自己有用感や思いやりの心の育成につながることで、また、地域の担い手としての自覚が生まれることなどの効果が期待できると言われております。

一方で、地区社会福祉協議会に限らず、地域の方々にとっては、地域の人間関係づくりが深まることや生きがいと自己有用感につながるなどの効果が期待されます。

趣味や嗜好の多様化により広く浅い人間関係が構築されやすくなったことやメディアの発達などにより、人間関係の希薄化が叫ばれるようになって久しくなります。地域の未来を担う子供たちを地域の力で育てる、そういう視点での活動を学校という場を拠点に実践していくことで、地域の世代間の交流が深まり、ひいては地域の活性化につながるものと思われれますので、そのような相乗効果が生まれるように本事業の推進を図っていきたく思っております。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ただいま市長より、本事業の推進に当たっては世代間の交流から地域の活性化につなげていきたいとの力強いお言葉をいただきましたが、私も全く同感であり、そのような方向性で進めていただければと思います。

しかしながら、一方で、事業の推進を進めていくに当たり、コミュニティ・スクールに関する問い合わせや事務的なことなどについて、先生方が今までの業務に加え行っていくとなると、負担がふえていくことになるとお察しをいたします。先生方の勤務体系が問題視されている中で、留守番電話機能の導入なども始まったところでございます。このようなことに鑑み、事務局等を設ける、またはどこかが代行していく等の先生方の負担を減らすようなお考えはありますでしょうか。再質問をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校運営協議会の運営に伴って、新たに次のような事務が発生するものと思われれます。会議日程の調整、それから協議会の会議に出席する資料の作成、議事録の作成と管理、協議会の協議結果に関する情報の広報事務などです。これら学校運営協議会の庶

務は、基本的に学校において処理するものと思われませんが、教職員の働き方改革の議論の中で学校の事務負担の軽減は社会的要請であります。学校運営協議会の運営に関する庶務についても、学校側の事務負担をできるだけ軽減できないかと考えています。

そこで、学校での処理が妥当なのか、教育委員会事務局での処理では不都合なのか、前提を持たずに検討するとともに、学校で庶務を行う場合でも学校運営協議会事務局員の配置や学校運営協議会の委員にもなっている地域学校協働活動推進員の事務局支援の参加と教職員以外の人員の配置も検討しているところです。既に学校運営協議会が設置されているおくのキャンパス等でこれらの活用の可能性と効果等を検証しながら、平成31年度からの市内全ての学校でのコミュニティ・スクールの運用に生かしていきたいと思っています。

実は先ほどの質問とここが関連するんですが、部活動の件なんですが、改めて市内の学校を調べてみますと、牛久三中の剣道部はもう1人です。野球部は7人しかいないので、科学部とテニス部から集めて9人と。牛久一中のサッカー部は9人。牛久二中の野球部は9人いるんですが、3人は女の子というような状況もありまして、コミュニティ・スクールやこの部活動の運営等も地域とともに新しい枠組みを考えていく時期でもあるのかなと考えています。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。ただいま、今回はおくのコミュニティ・スクールに関しての質問をさせていただきましたが、今、教育長からほかの中学校においての部活動について教えていただきました。さまざま学校によっていろいろな人数の問題などもあると思いますので、先ほど市長がおっしゃいましたようにスポーツアカデミーなど、新しいことを取り入れて、今後の子供たちに合わせた部活動、スポーツ、体づくりを推進していただければと思います。

今回大きく分けて2点の項目の質問をさせていただきましたが、同僚議員の質問にも多くありますように、教育や虐待、防犯等々、子供たちが健やかに育つ環境づくりは保護者、先生方、地域の方々が三位一体となり、結果、市全体で子供たちを支えていくことが肝になると思います。ますますのこれからの子供たちへの教育並びに防犯などの推進に御期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で12番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、いじめ通報アプリ「STOP i t」についてであります。

どんなに時代が変わってもなくなる、いじめ問題であります。最近では、ラインなどのSNSを舞台にした新たないじめの事例も深刻化し、その対策は国を挙げて多くの議論が重ねられています。牛久市は、ことし5月、STOP i tアプリを導入いたしました。STOP i tは、最先端の報告・相談プラットフォームであります。STOP i tを通して児童生徒は匿名でさまざまな出来事を簡単に報告、相談することができます。報告・相談内容には証拠となる画像や動画も添付可能です。また、STOP i tメッセージ機能を用い、児童生徒と組織担当者が匿名でチャットを行うことができます。メリットとして、報告・相談内容に関してさらなる聞き取りやフォローが必要な場合などに有効です。また、強力な抑制効果も発揮されます。米国では約6,000校、266万人、日本では25校、約1万2,000人の児童生徒に利用されております。

いじめは、加害者と被害者だけがかわかって発生するものではなく、周りで見ている観衆や傍観者と言われる者たちもかわかっています。いじめをしない教育やいじめの被害を受けたときに助けを求める教育はこれまでもある程度出されてきましたが、観衆や傍観者の立場だった者がいじめをとめる行動を起こすようにする教育はこれまで余りなされませんでした。特にネットいじめに関しては外から見えにくいため、観衆や傍観者だった者がいじめをとめる行動をとることはますます重要と言えます。

そこで、現状について伺います。まず、導入に当たり各中学校でいじめの授業が行われましたが、どのようなものであったのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、「STOP i t」とは、自分がいじめを受けている、もしくは周りでいじめられている人を目撃した場合にスマートフォンやパソコンなどを用いて匿名で相談、通報、報告できるアプリです。

大学の先生などの講師を招聘して、各中学校で「いじめ防止のための授業」を実施しました。その中でSTOP i tを紹介します。期間は5月22日から6月22日までの1カ月間で実施しました。

昨年度の6月に開催された牛久市いじめ問題対策連絡協議会の中で、筑波大学の濱口教授より「いじめの四層構造」に関する話がありました。その中で、「いじめとは、被害者と加害者だけの問題と捉えられがちだが、その周りにいる観衆や傍観者の四層構造になっており、その観衆と傍観者の反応によっていじめがやむのか、それとも長引くのか、大きく影響している」という話がありました。

学校で実施した「いじめ防止のための授業」も、このいじめ四層構造の話を軸に行いました。授業では、まず中学校で進行するいじめのドラマを見せました。「もし自分が観衆、傍観者の

立場だったら、どのような行動をとりますか」との問いに対して、友達同士で意見交換を行いながら、正しい行動について考えさせました。

いじめに関しては、自分が被害者になるのではと恐れて声を上げにくい現状があります。いじめに遭ったとき、いじめを目撃したときなどには、担任や相談しやすい大人に直接相談することや電話やメール、そしてアプリなどで相談、報告ができることを授業の終末で紹介していききました。

また、いじめを初めさまざまな相談窓口の紹介につきましては、牛久市独自の資料も作成し、生徒たちに配付、説明を行っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、導入前と導入後の相談件数と、導入したことによって見えてきた問題を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年度、きぼうの広場では96件のいじめに関する相談を受けており、今年度は7月末までに7件を受けております。それに対しまして、STOP i tでは、5月22日から7月末までの約2カ月間の間に38名の方から73通のメッセージが届いており、その中でいじめに関するものは15通ありました。

いじめ通報アプリと紹介しておりますが、友人関係のトラブル、自分自身の悩み、家庭内のトラブル、異性関係のトラブルなど、いじめ以外にもさまざまな相談、報告が届いております。友人関係のトラブルは17通ありましたが、その中でSNS上のトラブルの相談が9通ありました。STOP i tでは、画像や動画を添付して報告することができます。この機能を使い、SNS上での実際のやりとりを画像に撮り、実際にアプリに添付して生徒から送られてきたものもございます。

SNS上でのトラブルというものは、これまでは把握することが難しく、深刻化しやすいものでした。このSNSにかかわるトラブルの相談件数が9通もあったということは、とても特徴的なことだと思います。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、相談体制について伺います。

このSTOP i tを全国で初めて導入された千葉県柏市の相談体制は、柏市教育委員会の生徒指導室の少年補導センターで職員が対応されています。まず、相談のレベルを「重大事案」、「緊急事案」、「緊急事案ではない」の3つの中で判定します。そして、緊急事案、重大事案に関しては学校へ通報して、随時経過を報告いたします。重大事案に関しては、さらに生徒の同意を得て、柏市問題対策支援チームがあり、そのメンバーといたしましてスクールソーシャル

ワーカー、スクールカウンセラー、指導主事がチームとなって学校を支援し、解決を図っていく体制となっております。相談内容によっては、弁護士会との連携ができる体制づくりや心理、福祉、医療、教育等の専門性の相談員の人材確保も必要と考えます。

先ほど相談件数の内容では、いじめ以外の相談もあるとの答弁でした。例えば今後LGBTや性のことや自殺願望やネットトラブルなどの非常に難しい内容の相談対応をしていかなければならないと考えられます。

まず、今現在の相談体制を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在の相談体制ですが、STOP i tのメッセージは全て教育委員会指導課に届くようになっており、指導課の生徒指導グループの3名が中心となって返信を作成しております。

毎朝必ずメールの確認を行い、子供たちの悩みを少しでも早く解消できるよう、受容的な返信をできるだけ早く送れるようにしています。

また、相談者について個人は特定できませんが、学校名と学年はわかりますので、必要に応じて当該学校に相談内容を伝達し、対応の確認を行っているという状況です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、今現在は発生しておりませんが、緊急事案、また、重大事案が発生した場合、どう対応されますか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今後のことについてですが、子供たちのスマートフォンの普及率…、今後のことでよろしいでしょうか。緊急事態ですよ。〔「緊急事態」の声あり〕緊急事態については何件かありまして、即、学校に連絡しまして、そして学校で個人をある程度特定していただくようなこともしました。そして、面談をするというようなことをして対応したという件が何件かありました。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） そうしますと、緊急事案に対してはすぐ対応していく体制はできているということで理解してよろしいですね。はい。

それでは、今後についてであります。報告・相談窓口をツールではなく、しっかりと教育に活用していくことが重要であります。先ほども話しましたが、いじめという被害者と加害者に目を向けがちですが、実はそこには傍観者がいます。見て見ぬふりをしたり、かかわりたくないと思っている、この傍観者を仲裁者に変えることが大切であり、そこには教育が必要であります。

STOP i tの取締役の谷山大三郎先生も、「当事者だけの対応ではなく、傍観者の子供たちもこのアプリを利用して通報してほしい。みんなでいじめをなくそうという気持ちが大事で、また、一番通報しやすいと思うのが傍観者であります」と言われておりました。

一つの目的として、いじめをなくすために傍観者をなくそうでもあります。今後どのように適切な対応に取り組んでいくのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今後、子供たちへのスマートフォンの普及率はますます高まっていくことが予想され、アプリという形態での相談がますます身近になっていくことが予想されます。

教育委員会としましては、子供たちの実態に合った体制を整備し、早期発見に努める一方で、教育活動全体を通していじめの未然防止や相談活動の充実にも努めてまいります。一方、協働的な学びによる授業づくりや教科となった道徳教育の充実等を通して、いじめが起りにくい安心で居場所感のある学級・学校づくりを進めるとともに、問題に直面したときに子供たちが自分たちで考え解決できる力を身につけたり、素早く周りの大人に相談したり支援を求めたりする力を育てていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ある生徒から、STOP i tを利用していじめの相談をしたという声の報告が私のほうにありまして、その生徒はSTOP i tを利用して、勇気を出して自分がいじめをされていることを相談したそうです。かかわってくれたその方は一生懸命、彼を励ましながら何回かやりとりをされたそうです。その生徒は、「その相手先がわからないので先生が誰なのかわからないけれども、その励ましによって僕は学校に行けるようになった」といううれしい報告をいただきました。

今、体制を伺いますと3名という指導課の先生がかかわってくださっているということなんです。さまざまな問題が子供たちに降りかかっている状況の中、この返信をするのは非常に大変な業務であると思います。

そこで、市長にお伺いいたします。今3名の指導課でこのいじめの対応をいただいているのですが、この3名ではやはりこの今の時代、いじめの内容、家庭の内容等々、子供たちが抱えている問題では対応し切れないと私は思いますが、この職員を増員する必要があるのではないかと私は考えるんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もいじめの問題は非常に子供たちの大きな問題だと捉えています。ただ、この制度が始まってまだ1年だと思うんですけども、そういう中でその状況を見なが

ら、これはやっぱり人的に足らないと、今学校の先生もいろいろと忙しゅうございますので、どうしてもやっぱり人的にも足りない、どうしても発生事案が多いということになれば、それはそのときの状況を考えながら対応していくのが行政または教育委員会のあり方だと私は思っております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） その早急な対応がある場合は、ぜひとも人的配置をよろしく願いたします。

次に、スクールアシスタントについて伺いたします。

スクールアシスタントは、一人一人の子供たちの教育的ニーズに応じ、LD、ADHD、高機能自閉症等の授業の補助や生活支援などを行うことにより、学校教育の充実を図るものであります。具体的な業務内容といたしまして、学級や学習ルームのTTとして理解に困っている児童生徒への支援を中心にを行います。また、休み時間での対人関係への支援をしたり、給食、掃除の時間での安全管理面や日常生活での支援を行います。

そこで、まずスクールアシスタントの現状について伺います。また、スクールアシスタントの予算増額となり、学校のニーズに的確に対応しているか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） スクールアシスタントの現状についてお答えします。

現在任用しているスクールアシスタントの人数は、延べ人数で小学校51名、中学校14名、幼稚園2名の計67名となっております。

職務の内容としては、特別な配慮を要する子供への支援や専門的な知識や技能を持った方による小学校の理科の授業支援、書写や音楽の授業支援などがあります。また、日本語が堪能でない子供たちがふえておりますので、この日本語の支援も行っております。

配置に当たっては、各学校の特別な配慮を必要とする子供の数や状況をもとに、各学校から聞き取りを行い、決定しております。

学校にはさまざまな子供がいます。例えばある学校には、ADHDで衝動性が強く、教室を飛び出してしまう子供がいます。また、別の学校には、教師への注意引き行動が強く、突然大きな声を出す子供もいます。ある学校には、肢体不自由で手足が麻痺している子供がいます。こうした子供たちにもしっかりと学んでほしいと考えています。

しかしながら、教室には35名程度の子供がいて、1人の教師が配慮を要する子供とあわせて全ての子供の学びを保障することはとても困難です。スクールアシスタントを配置することによって、特別な配慮を必要とする子供を支援しながら、教室全体の学びを保障しています。

また、冒頭で述べましたように、企業の研究員であったような専門的な知識、技能を有する

方を小学校に配置し、理科の授業支援を行っています。理科の教材をつくったり、実験の準備や片づけを行っていただいたりすることで、質の高い理科の授業を展開するとともに、教師の負担軽減を図り、教師が授業に集中できるようにしています。

今年度は、昨年度に比べ予算をふやし、延べ人数で6名増、配当時間で5,995時間増といたしました。その結果、配慮を要する子供により多くの支援が可能となりました。また、例えば今まで午前中4時間の勤務であったスクールアシスタントを5時間勤務にすることによって、1日の中で1人の子供に対してより多くの時間を支援することが可能となりました。

今後も、一人残らず質の高い学びを保障するため、スクールアシスタントを有効に活用してまいりたいと考えます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、スクールアシスタントの校内研修への参加についてお伺いいたします。

その前に、生徒の特性に沿った支援を行っていく中で戸惑うこともあり、専門性を身につけていく必要もスクールアシスタントにとっては重要であります。

そこで、まず牛久市でのスキル研修について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） スクールアシスタントの皆さんに対する研修ですが、スクールアシスタントの皆さんの研修は4月と8月の年2回実施しております。

4月は、アクティブラーニングといった協働的な授業を行う教室での支援のあり方について研修を行います。牛久市の全小中学校において、協働的な学びを行う理由、今、子供たちに求められている資質、能力、そして実際の授業についての研修を進め、その中で望まれる支援のあり方を確認します。これにより、スクールアシスタントの皆さんの力をかりながら、協働的な学びを通して一人残らず質の高い学びを保障する授業、安心、居場所感のある教室の実現を目指しています。

8月には、発達障害などの特別な配慮を要する子供に対する支援について研修を行います。発達障害等の特別な配慮を要する子供たちへの支援には、愛情だけではなく、しっかりとした知識が必要です。発達障害等の障害について理解を深め、その困難さへの適切な対応について研修を深めることで、子供たちの学びを支えます。

今後も、必要な研修を計画的に実施することでスクールアシスタントのスキルアップを図りたいと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今回提案させていただく校内研修ではありますが、私自身、何校か校内

研修に参加させていただきました。その中で学びの授業を参観し、場面ごとに解説を伺いながら、教師の意図とするもの、また、生徒の授業に対しての表情を見ながら教師のサポートを聞きます。校内研修の中では先輩たちからのアドバイスもこれからの励みとなるもので、また、担当の大学の教授の講評もわかりやすく指導され、とても勉強になりました。私はこういう機会を、スクールアシスタントにもスキル研修をしていくにはとてもよいのではないかと考えますが、お考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、全ての小中学校で毎月1回、校内の授業研修を必ず実施しています。これは、教員誰もが1年の中で最低1回は授業を同僚に公開して行われるものです。この授業を学校の全職員で参観し、時には他校に公開して、放課後にこの授業について振り返ります。教室にいる全ての子供に学びが成立していたか、一人一人の子供の学びに着目して授業を参観し、振り返りでは一人一人の子供の名前を挙げて学びが成立していたか、学びがとまってしまったのはなぜかを語り合いながら、先生方は日々の授業づくりをしています。こうした研修を各校で毎月実施することを通して、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」の理念を共有するとともに、先生方の同僚性を高めています。

議員から御提案いただきましたスクールアシスタントの皆さんが各校の校内研修に参加する御提案は、同じ足並みで教室の中の子供たちの学びを支援していく上でとても有効な手だてと考えます。実現できるように検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 実現に向けて検討していただけると前向きな答弁をいただきましたが、それではいつごろまで検討されるのか、お答えください。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 授業を見た後、ビデオを撮ったり、写真を撮ったり、子供たちの表情を記録したりして、その授業を振り返って、あの子はどうだったんだろうな、あの子はあのとき学んでいたんだろうなということを毎月毎月やっているんですが、それをやるのが放課後になってしまいます。そうしますと、スクールアシスタントの勤務時間が、どうしても短い人は4時間であったり5時間であったりということで、放課後のその時間になかなか参加できないということがこれまででありましたので、勤務時間等をうまく割り振りながら、来年度あたりから計画的に入れていければなと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） さまざまな課題を乗り越えて、来年度からスタートできるようにという御答弁をいただきましたので、実現に向けてよろしく願いいたします。

次に、保育環境の充実に向けて、伺います。

保育環境とは、人や物、自然、社会、時間、空間、すなわち人的環境、物的環境、自然社会環境など、その子供が生きる世界全てのことです。子供は、環境の中で子供同士でかかわり合い、保育者とかかわり合い、ともに育ち合います。子供が安心できる保育園で生活すること、経験することが十分な成長、発達となるのです。

今、保育士不足により人的環境の整備が急務であります。保育士不足を理由に子供受け入れを拒否している状況もあります。保育施設は牛久市でも数がふえており、保育士の確保がさらに厳しく、奪い合いのようになるのではないかと考えます。

そこで、保育士確保のための取り組みについて伺います。

保育士の確保は全国的に喫緊の課題であります。厚生労働省は、保育士不足を解消するために保育士確保プランを発表しました。4つの柱で構成されており、1つ目は保育士資格の取得の支援ということで人材育成、2つ目は新人保育士を対象とした離職防止のための研修、3つ目は潜在保育士の再就職を促進する、4つ目は働く現場の環境改善とあります。

保育士確保のため、茨城県社会福祉協議会では、白黒なのですがこのようなチラシを配布されたり周知をしております。「潜在保育士就職準備金貸付金、未就学児保育料貸付金の御案内」ということで、県社協も動き出しております。近隣自治体の保育士の確保の取り組みとして、市内就職説明会を主催したり、カラーチラシを作成し全戸配布をしたり、保育士確保のため必死に活動されております。

まず、市として牛久市保育士確保の取り組みを伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 本市では、平成30年度より市単独補助金として牛久市保育士等処遇改善補助金を交付しております。この補助金は、市内民間保育施設に勤務する常勤保育士等を対象とし月額1万5,000円を補助するもので、3カ月ごとに年4回交付する予定でございます。7月には第1回の交付を行ったところでございます。

また、この補助金制度と茨城県で実施している再就職のための支援制度について掲載したポスターやチラシ等を作成し、市内公共施設や保育施設、牛久大仏、土浦イオン、つくばイオン等にポスターの掲示やチラシを配置して周知に努めております。

また、県内の保育士資格を取得できる大学や専門学校等にもチラシを送りまして、これから保育士として働こうと考えている方に牛久市内の施設を選ぶきっかけづくりに努めております。このチラシは今後、市のイベント等において配布するなどして、市内保育施設の保育士の雇用に協力してまいりたいと考えております。

私も市長につきまして3年でございますが、これほど多くの保育士の確保が困難だとい

とに私も気づきまして、もうちょっと早く気づけばもっといろいろできたのかなと今後悔しておりますけれども、とにかく1万5,000円、1万5,000円がいいのか、この施策がいいのかちょっと私も不安でございますが、私ももうちょっと早く認識があればもっと違う展開になったのかなと今深く反省している、ただ、これから保育士が確保できないことによって待機児童が多いということで、これからどのような策をして、早急に進めたいと思いますので、御理解のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 牛久市の今現在の待機児童が79名と伺っております。79名に対して保育士不足の人数を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 現在不足している保育士の人数は13名で、5つの施設で不足している状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、保育士資格を有していない子育て支援員は保育補助として雑務をしていただいておりますが、今現在の実態と今後の考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 子育て支援員は、指定する研修を受講することにより取得できる資格で、市内民間保育施設で9名が勤務しております。子育て支援員は平成27年度に設けられた制度であるため、これから資格を持った方がふえていくものと思われます。市内施設に活用の意向を聞いたところ、約半数の施設が子育て支援員を活用していきたいと答えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 子育て支援員というのは保育補助で雑務的な役割といたしますか、仕事内容でありますので、もう一つの保育士確保として人材派遣の考えもあると思います。現場の職員の先生方に伺うと、本当に不足をしているという状況の中、人材派遣でもお願いしたいという声がありました。この派遣についてのお考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保育士を人材派遣により確保するかは、施設の運営方針によるものとなります。市内民間保育施設では、派遣職員を雇用している園は1園で、1名の保育士が勤務しております。保育士不足の現状から、派遣の保育士の活用も検討している施設が多くあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 潜在保育士の掘り起こしというものは非常に難しいものでありますので、市で保育士人材バンクを設立していくお考えはあるか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保育士資格を持ちながら従事していない潜在保育士に対する再就職対策としまして、茨城県が就職の準備に必要な資金の貸し付けや、未就園児がいる方に対して保育料の2分の1の貸し付け事業を行っており、この貸付金は2年間引き続き従事した場合には返済が免除されます。

さきの質問でもお答えしました市の処遇改善補助金を周知するためのチラシの中にこれらの補助金についても記載し、牛久市のホームページから事業内容が確認できるようになっております。潜在保育士に情報を多く発信し、再就職につなげてまいりたいと考えております。

今、御質問にありました市で人材バンクということは、現在のところ検討はしておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、保育士不足の原因について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保育士不足の原因につきましては、仕事の責任が重く、非常に忙しいものであるにもかかわらず、それが認められてこなかったことだと考えます。保育に対する要求は大きくなっていくのに、業務の改善や賃金の改善等が行われてこなかったことにより、資格を取得したのに別の仕事を選択する方、出産を機に仕事をやめる方が多い状況になっていると思われまます。

現在の保育士不足の現状を受け、保育補助者や周辺業務を行う者に対する補助やシステム導入補助等が行われており、賃金改善のみではなく、労働環境の改善を含めた処遇改善の取り組みが行われているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今、現状を数点お伺いいたしましたが、非常に保育士の置かれている環境の大変さがわかり、また、賃金のみではなく労働環境という問題も、女性の職場ということで大変な声も伺っております。

次に、民間保育園に対しまして、非常勤の処遇改善について伺います。

先ほどもありましたが、牛久市は今年度より民間保育園正職員のみ月額1万5,000円、給料が上乘せとなり、市単独の施策として高い評価であります。この処遇改善により励みになるという現場の声も伺っております。

保育園の運営には、園長と正職員の保育士だけではありません。非正規職員と言われる非常

勤とパートの保育士とともに保育を行っております。非常勤と言われる方は、1日8時間、週5日勤務のフルタイムの方です。それ以外の勤務形態はパート扱いになります。非常勤は正職員と一緒に担当クラスを持ち、日誌・児童票書き、勤務内容は全く正職員と同じであります。私は非常勤にも処遇改善が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市で今年度より実施しております処遇改善補助金は、民間保育園で働く常勤の保育士、保育教諭を対象としており、非常勤職員については常勤職員と同等の勤務内容であっても対象とはしていません。

この補助金は、保育士の処遇を改善し、保育士の確保と離職を防止し、質の高い保育を安定的に提供することを目的としており、補助金の対象者を常勤職員と限定することで非常勤職員の退職に合わせて雇用する職員が常勤職員に変わる、あるいは非常勤職員が常勤職員に任用がえが行われるなど、運営の安定性の向上を期待したものでございます。

しかしながら、非常勤職員に対する処遇改善を実施している自治体も一部にはございますので、近隣市町村の動向等を今後調査研修してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 近隣自治体の動向調査をしていくということなのですが、私は周りの動向を気にするよりも、我が市が保育士確保のために非常勤を離職させないというほうに取り組んでいただきたいと思います。先ほども答弁がありましたが、非常勤から常勤に働きかけたり、常勤をふやしていきたいという思いもわかるんですけども、常勤にならず非常勤で働いていきたいという先生方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、仕事は線引きされず、処遇改善は線引きされるのはいかがでしょうか。再度、処遇改善についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

この処遇改善補助金の趣旨につきましては、先ほどお答えしたとおりでございまして、保育士不足の解消に向けて効果があると考えて実施したものでございますが、議員が今御提案のように、非常勤職員についても離職の防止というのは必要なものと考えておりますので、今回、今年度からこの処遇改善補助金というものを実施したわけでございますが、その効果等も今後検証しながら、非常勤職員については検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 非常勤への処遇改善の前向きな検討をよろしくお伺いいたします。

次に、保育の質の高いガイドライン策定についてであります。

保育園は、単なる働く親のための施設ではありません。保育園の果たすべき最も重要な役割は、児童福祉法第1条にある全ての子供たちの健やかな成長と発達を保障することです。この健やかな成長と発達を保障するための保育士の労働環境や配置基準、財政的な支援などが保育の質を高める不可欠な条件なのです。

そこで、保育の質を高めるガイドラインがあります。このガイドラインとは、国が定める保育所保育指針等に基づき、市の目指す子育ての実現に向けた基本的な指針となるものであります。保育需要の増大と家族形態や就労状況の変容などを背景に、保護者の保育ニーズもますます多様化しており、市には子供、子育てを支える基盤の量的拡大に加えて、多様な保育ニーズへの対応が求められております。

保育事業が多様化し、実施全体も多元化する中で、市内全ての保育施設において子供たちの育ちに十分配慮しながら、質の高い保育サービスを計画的かつ確実に子供たちに提供するためには、牛久市の保育理念や保育指針等を保護者、事業者、地域、行政等が共有し、相互に連携、協力していく仕組みづくりが不可欠であります。

保育士確保のための御尽力は承知しているところでありますが、質の向上に向けても目を向けていかななくてはならない課題でもあります。牛久市として、保育の質を高めるガイドラインを策定するお考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保育園における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項は保育所保育指針に定められ、この基本原則を踏まえて、各施設の実情に応じて創意工夫を図り、機能の向上、質の向上に努めることとされております。

現在、公立保育園、民間保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設等、さまざまな種類の保育施設が整備され、また、利用する児童の環境も変わり、保育現場における多様化する保育ニーズに対応するとともに、施設による保育の格差をなくし、どの施設を利用しても一定レベルの保育を受けることができるよう、ガイドラインを策定している自治体があります。

市としましては、他自治体の策定状況や内容等、必要な情報の収集、実際に保育に当たっております施設の意見を聞くなど、調査研究を行い、ガイドラインの策定につきましては今後の課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この保育の質を高めるガイドラインというのは、私立も公立もなく、保育像を、市としてどのような方向で子供を育てていくのかというスタンスを図っていくのがガイドラインだそうであります。お隣のつくば市において、公立、私立の保育士たちが集まりましてワークショップを開いて、このガイドライン策定に向けて検討会が始まったという報告

を伺いました。実現に向けてぜひともよろしく願いいたします。

先ほど、保育士確保のためにチラシを作成しているということで、私も見させていただきました。このようなかわいらしい牛久市で作成されましたチラシを保育園、幼稚園に置いてあるのも見させていただきました。ぜひとも保育士確保に重点を置いて、頑張ってくださいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分休憩

午前11時31分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番市川圭一君。

〔10番市川圭一君登壇〕

○10番（市川圭一君） 皆さん、こんにちは。創政クラブの市川圭一です。

今回は、さきの議員連絡会でもありましたが、ここにいる皆さんが関心があることで、1点に絞って質問をさせていただきます。

まず、第7期の計画における特別養護老人ホームの設置をまず奥野小学校地区にした理由をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 団塊の世代が全て75歳を迎える平成37年度を控え、医療、介護の給付費が増大することが想定されています。このような中において、介護基盤整備はニーズの高い施設を計画的にバランスよく整備する必要があることから、第7期牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては広域型特別養護老人ホーム利用定員70名規模を1カ所、地域密着型特別養護老人ホーム利用定員29名規模1カ所をこの計画に盛り込み、平成32年度開設を目標に計画を策定したところでございます。

また、整備予定地を奥野小学校区に選んだ理由につきましてでございますが、日常生活圏域である市内8つの小学校区のうち、特養が整備されていない牛久二小、岡田小、ひたち野うしく小、奥野小学校区での検討をいたしました。

この中で、計画を策定する際に実施した生活圏域ニーズ調査では、奥野小学校区は8つの小学校圏域の中でも高齢化率が37.3%と最も高く、後期高齢者人口の割合も全体よりも高く、

「介護、介助を必要とする方が多い」、「閉じこもり傾向が高い」というような調査結果が出ており、また、特別養護老人ホームにおいてもデイサービスとショートステイを併設することにより、地域の高齢者の在宅生活も支援することが可能となります。さらに、施設は地域の介護拠点や災害時の福祉避難所としての機能も期待できることとなります。

以上の理由により、奥野小学校区への整備を検討し、介護保険運営協議会に諮り、整備計画を決定いたしました。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 奥野小学校地区には大変必要なものであるというのは十分わかります。

それで、この公募の条件並びに趣旨についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 初めに、公募の趣旨でございますが、入所定員30人以上の特別養護老人ホームを設置する場合は、茨城県で作成した「老人福祉施設の手引き平成30年度版」に基づき、整備要望書を社会福祉法人から県に7月末までに提出していただくこととなります。この場合、整備予定地の地元市町村において内容の事前審査を行い、審査結果を「市町村の意見書」として社会福祉法人へ交付し、社会福祉法人は市町村の意見書を添えて県へ整備要望書を提出いたします。

このため、今回の公募は、第7期牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき公平性、透明性を確保しつつ、平成32年度において奥野小学校区地区内に特別養護老人ホームを開設、運営していただける法人を募り、事業計画等の内容について事前に市が審査、選考し、審査結果を牛久市の意見書の交付先法人として選定することを目的として実施いたしました。

次に、応募の要件でございますが、第1に茨城県が作成した「老人福祉施設の手引き（特別養護老人ホーム）平成30年度版」の内容を遵守できること、第2に公募要領及び関係法令を遵守できる者で、特別養護老人ホームを整備、運営するために必要となる十分な資力、能力、意欲を有すること、第3に平成32年度4月開設、サービス提供が見込めること、第4に介護保険法による介護サービス事業者の指定取り消し処分を受けてから5年を経過していない者等の欠格事項に該当しないこと、第5に当該法人及び代表者について法人税、住民税の滞納がないこと、第6に法人が運営している事業所等に対し、国、県、市より指導監査が行われた場合は指摘事項を改善していること、第7に介護給付費の過誤調整・返還金等がある場合には誠実に履行していること、第8に入所者の決定に当たっては、市内在住者を可能な限り優先すること、第9に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員またはその構成員ではないこと、以上の要件を満たすことを応募の要件といたしました。

次に、応募の受け付け期間につきましては、平成30年4月2日より市の公式ホームページにおきまして公募の予告を掲載したほか、4月15日の市広報紙にて周知を実施いたしました。平成30年5月21日から6月8日まで受け付けを実施しまして、3事業者より応募があったところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） この事業者公募要領というのは牛久のホームページにも出ていたと思うんですが、これはホームページに掲載の期間というのはいつからいつまでだったのか、答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 公募のまずお知らせにつきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、4月2日にまず市のホームページにおきまして公募の予告をさせていただきました。そして、4月15日の市報において公募の要領を含めて広報紙のほうで掲載をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 今、答弁の中で応募の条件として県の、これはちょっとダウンロードしたものですけれども、「老人福祉施設整備の手引き（特別養護老人ホーム）平成30年度版」というものを基準に応募という形で理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、特別養護老人ホーム30人以上の整備を行うものについては、ただいま議員から御説明ございました「老人福祉施設整備の手引き（特別養護老人ホーム）平成30年度版」というものに基づいて応募をしていただくというものとなります。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 続きまして、選定委員会について何点かお聞きいたします。

まず、選定委員会の委員構成についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問の選定委員会の委員構成についてでございますが、牛久市介護保険サービス事業者選定委員会設置要綱の規定によりまして、委員会は、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、保健福祉部長、環境経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長の10名によって構成されておりまして、委員長は副市長、副委員長は保健福祉部長を充てることとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） この委員会というのは何回開かれたのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 委員会につきましては、2回開催をいたしました。まず1回目が6月22日になりますが、これは応募していただいた3事業者からの事業の説明等、プレゼンテーションをしていただいた、そしてそれを受けて7月9日になりますが、第2回の委員会を開催したという2回でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） その第1回目が6月22日に行われたということですが、そのときの資料の取り扱いについてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 第1回目の委員会の資料につきましては、まず公募を寄せられました3事業者の資料ですね、公募に当たっての決められた資料、これが3事業者から上げられたものを6月14日から15日にかけて各委員のほうに事前にお渡しをして、内容を見ていただいていたということでございます。そして、第1回のプレゼンテーションに合わせて、その資料を見た中でプレゼンを受けるというような形をとらせていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） そうしますと、第1回の委員会が6月22日に行われたということですが、その前に委員の皆さんには、今の答弁の中では6月14日から15日の間に資料をもう要するに渡して、その間は持ち帰ったりとか、この取り扱いですね、その間は、これは多分公文書となると思うんですが、その点については要するに事務局等で預かったとか、あとはもう委員に渡してしまったのかということをお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、資料につきましては事前に各委員に配付をさせていただいて、当日のプレゼンの第1回目の会議に臨むまで各委員が保管をしていただくということとなって、中を見ていただいておりますという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） その今の資料ですが、それは第2回、7月9日に最終的にここで決定すると思うんですが、そのときの資料と全く同じもので9日にまた付随でプラスアルファというか、資料が追加されたということはあるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 新たな第2回目までの間の追加というのはないと記憶しております。以上です。（「わかりました。それでは……」の声あり）

○議長（板倉 香君） ちょっと。（「ごめんなさい、議長」の声あり）市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 大変失礼いたしました。

次に、資料で点数、私も第2回の議事録を取り寄せましたところ、いろいろな選考基準があります。これは多分、応募要領ですか、これにも出ていることだと思うんですが、その中でいろいろな点数の配分があります。まずこの点数の基準を、どのような形で、要するに10点満点なのか5点満点なのかとか、その各項目によって点数が違うのか、その点の基準を教えてくださいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 選定をするに当たって各項目のそれぞれの視点から点数づけをさせていただきました。これにつきましては、過去に行っている選定委員会も含めて参考にさせていただきながら、今回の事業者選定に当たっての配点を事務局のほうで作成させていただいたところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） そうすると、ちょっと今、点数の細かいところがわからなかったんですけれども、そうするとこれ、選定項目は最終的に13項目ですか。そうすると1項目ごと、仮に何点、何点、何点というのは今開示できるのかどうか。満点ですね。何点満点というのが、第1項目何点というのは今教えていただけるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず、今回の選考基準の審査項目につきましては、今議員から御質問ありましたとおり、13項目について審査をさせていただいたところでございまして、その13項目を申し上げますと、まず1つ目といたしましては事業者の基本理念と基本方針についてという項目、それと法人、事業者の事業実績、それと3点目といたしまして事業者の地域貢献度、4点目といたしまして公募提案プレゼンテーションの評価、5点目として牛久市高齢者保健福祉計画・介護事業計画との整合、6点目に事業者の資金計画、運転資金の適正、7番目、事業規模、8番目、職員の確保体制、9番目、事業予定地の状況、建物の状況、10番目として事業予定地の法的状況、11番目として事業予定地の接続道路、排水整備の状況、12番目として事業予定地の周辺状況、13番目として社会福祉法人格の認可となつてございまして、各項目の合計点数を全て合わせますと100点満点という形でのものとなります。

各項目ごとに採点をして実施しまして、応募事業者が複数の場合、合計点数が高い順から意見書を交付する優先順位を付して事業者を選定するという形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） そうするとこれ、13項目ですから、仮に10項目であれば1項目当たり10点ということですが、点数は100点満点中、項目ごとによって違うということで理解してよろしいですか。もし細かいものがわかれば、第1項目何点、第2項目何点というのがわかれば教えていただければと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 失礼いたしました。項目ごとの点数でございますが、まず1番目の基本理念については10点満点でございます。法人事業者の事業成績については、満点が6点ですね。事業者の地域貢献度については、5点でございます。公募提案者のプレゼンテーションについて、10点満点。5番目の計画に基づいているかの整合性についても、5点満点です。事業者の資金計画が10点満点。運転資金が5点満点。事業規模が5点満点。職員の確保等については5点。事業予定地の状況が6点。建物の状況が6点。事業予定地の法的状況が5点。事業予定地の接続関係が5点。排水関係が4点。事業予定地の周辺状況が10点。法人格の認可が3点。以上の13項目につきまして、100点満点で行っているというところがございます。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） そうすると、今、6番項目と11番は2つ項目があるということで理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 失礼いたしました。最初の視点の中ではまとめて1項目のくくりでございましたが、審査の中では事業者の資金計画と運転資金、それぞれに分けて点数づけをしているということ。それと、もう一つが事業予定地の状況でございますが、これは建物の状況というものを分けて点数づけをしているという項目でございます。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 議事録によりますと、最終的に3法人、A法人が79点、B法人が82点、C法人が80点ということで、それぞれ僅差といえば僅差なんです、この選考に当たってのこの事業者選定の理由についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 事業者の選定の理由でございますが、先ほども申したような状況の中で、まず今回の公募に関しましては2回の委員会を開催させていただきました。

その中で、第1回の6月22日において、申し出のございました応募事業者からプレゼンテ

ーションをしていただいて、公募の動機や事業計画の特色等を3法人から発表いただいたものでございます。

第2回は、7月9日に応募内容の審査、選考を実施いたしました。審査基準に基づいて審査項目を各項目ですね、先ほども申しました項目ごとに審査をいただいて、採点による合計点数が一番高かったという法人に対して決定をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） ということは、先ほど来言っていますが、県のあの手引に全部遵守したということでこの法人だったということで理解していいんでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまありましたとおり、基本はこの県が定めております整備の手引に基づいて、それが計画の中に盛り込まれているかどうかを1項目ずつ確認していったということでございまして、ここに少しふぐあいがあるねというところについては減点をしているというような状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 選定の項目の中に、建物を建てる場合、隣接の地権者の同意が得られるのは必須項目かなと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 隣接地権者、建物を建てる場所の隣接等の同意ですね。まず初めに、建物が建つ敷地、そこについては必ず同意が必須でございまして、それ以降、隣接の方には同意を求めてございます。

今回の公募の中においては、当初3事業者とも全て同意を得られたという中で公募がございましたが、その後、提出がされた後において2つの事業所については、隣接の方から一部同意を撤回してほしいというようにお話も来ている中で、それを踏まえて市の委員会の中で審議をしてきたという経過がございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 7月9日の議事録の中に事業予定地の確保状況の項目というものがあるんですが、その中でA、B、Cの法人全ての事業者は地主と売買確約書を取り交わしておりますと。3事業者とも事業予定地を確保できる見込みがあると考えまして、6点を配点したとあります。ここでは売買確約書があるということですが、今の御答弁ですと理解を得られていない方がいたということなんですが、これについてはどう思われますか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ちょっと私の説明が誤解を生んだということであれば訂正をいたしますが、まず売買契約書の締結をしているのは事業地です。事業の計画予定地、全てのこの土地に対しては、その土地に対して売買契約の確認をさせていただいています。これは全て御同意できていると。

もう一つ、私が申し上げたのは、隣接の同意についてでございます。そちらが一部同意を撤回されたというところがあったということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） それでは、これは多分、保健福祉部のほうには行っていると思うんですが、実は6月11日に署名撤回通知書という形で高齢福祉課のほうにこのような書類が送られていると思います。

「今般、牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関して、社会福祉法人Bが計画している特別養護老人ホーム建築計画に関し、近隣地権者としての建設工事に関する同意書に署名したところ、同時に社会福祉法人Cが近隣に同様の計画があることを知りました。地域、近隣の方々の意見を伺ったところ、社会福祉法人Cが行う計画は背後に総合病院が直結していることを考慮すると、Cの計画を希望する声が多くありますので、社会福祉法人Bに私が署名いたしました建築工事に関する同意は、熟慮した結果、撤回いたします」というものが多分送られていると思うんですが、これについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまございました隣接地権者からの同意の撤回については、市でも承知してございまして、これにつきましては、まずは一番最初に提出をいただいた段階ではまず同意がとれていたと。その後、今ございました書面によりまして撤回をしたいというような内容のお話でしたが、内容といたしましては、事業そのものには、特別養護老人ホームがこの地にできることについては理解をされている中で、自分の思う事業者のほうを応援したいという中で同意を取り消されたというふうに理解をございまして、こちらにつきましては選定委員会の中でも事実を委員の方にお知らせさせていただいて、その上で選考をさせていただいたというところでございます。

なお、それに当たっては、当然のごとく減点の対象とさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） この選定委員会で選定されて、その後、7月11日に公募の結果という形でホームページに選定結果ということが載っていますが、その後、多分通告という形、7月14日付で「今般、牛久市が行う平成32年度特別養護老人ホームの整備に伴う社会福祉

法人Bが計画する特別養護老人ホーム建築計画に関し、下記記載所在地の隣接地権者として建築工事に同意しない意向を平成30年6月11日付、貴殿に通知いたしましたが、牛久市ホームページ、平成30年7月11日付の掲載を確認したところ、社会福祉法人Bに決定したことがわかりました。住民に対しての意見無視は甚だ遺憾であり、今後貴殿らに対し法的手段をもって抗議することも辞さない所存であることを通告いたします。なお、本建築については反対いたします。したがいまして、開発許可の同意はもちろんのこと、協会の立ち会い等にも応じることも一切ありません」というふうな文章が送られていると思いますが、これについてはどうお考えですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 確かにただいまの文書についても市のほうでは確認をしております。

それで、今回の選定に当たりまして、選定された事業主に対しまして、こういった隣接の撤回を含めたお話がある中で、まずは真摯にその方に対して事業の必要性、そして御社が行う整備の内容等について理解をいただくよう努力してほしいという旨を事業者のほうにも説明をして、その対応をとっていただく段取りを今も継続して行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 同意を得られるようにやっていくということですが、もちろん、この県の手引ですね、これの48ページに「建設工事に関する同意書例」ということで例文が出ているんですが、その一番下の米印のところに「住宅地図、構図などを添付し、隣接する土地の所有1者がわかるように表示すること。隣接する土地の所有者からは全て同意を得ること。」と書いてあるんですが、これについて今の御答弁ですと、隣接する地権者の同意はなくてもいいというふうな形になってしまうんですが、県との整合性はどうなっているんでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にございましたとおり、まずは本施設については今後地域の中でなくてはならない施設であって、それを運営する中で地域の市民の方々に理解をいただくということが大変重要であるということから、本同意の必要性がうたわれてございます。

こういった中で事業者については、先ほど来申してございますとおり、まずは同意をしていただけるようなしっかりした説明を徹底して行ってほしいということもあわせて、県のほうにも今の牛久市の状況について対応ですね、事業者とその同意撤回をされた方があるということ

の状況について県のほうにもお話をしている状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） そうすると、私が言ったのは、その同意がなくてもいいのかどうかということなんです、その点をもう少し明確に御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず同意につきましては、この後、茨城県が行います予定では年明けの2月に予定されておりますが、県のほうで行います福祉施設整備審査委員会におきましてそれぞれ上がってきた整備計画について審議をいただくわけでございますが、そこでどのような判断が下されるのかということは、県のほうのその審査会の中での判断となるというところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） ということは、最終的には、今の御答弁ですと、牛久市ではなくて、牛久市としてはもう事務的手続きはとり行ったので、あとは県の判断を待つだけということで理解していいんでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 基本的には今のお話のとおりでございますが、まずは牛久市から7月末において意見書を事業者に対して出したということですね。御社に決定しますよということの意見書を出した。それをもって県に事業者は申請をしているということで、この後、県と事業者において相互の調整等を今している段階であろうかと思いますが、それを踏まえながら最終的な判断はもう市のほうではしかねる状況にございまして、あとは県の審査会において審査をしていくということでございます。

ただ、市といたしましても、先ほど来申してございますとおり、本施設が当該地域において必要である施設であることには間違いございませんので、事業者に対して誠意に理解を求めるといったような説明を行っていただきたいということを繰り返し申しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 私もちろんこの施設は必要だと思っております。ただ、やはり選定に当たって、この質問に当たる前にいろいろな出どころ不明というような文書も議員に送られてきましたが、この計画に当たっての留意事項の中に、議事録の中では3階建てになっている法人があると。これは減点の対象に当たるのではないかというふうに書いてありますが、県の手引では原則として平家または2階建てとすること。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも、これはあれですね、ない場合には、でも可とあ

ります。仮に絶対3階建てではだめだということはここでは指摘はしていないと思います。結局ユニットと、ごめんなさい、これが手引書の16ページに設備の基準という形でユニット型特別養護老人ホームの最低基準という中の項目の中に、「ユニット及び浴室は3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニットまたは浴室についてはこの限りではない」とあります。この議事録の中では、平家もしくは2階建てではないので減点になっているとありますが、県の手引書の中では「この限りではない」と入っております。この点についての考えをお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 審査会におきましても、建物の階数等について事務局より説明をさせていただきましたが、これまでの特別養護老人ホームについて、議員が言われるように絶対2階以上はだめなんだよということではございません。ただし書きにあるようなことがございますが、ただ、原則「平家並びに2階建ての建物」というふうに明記がされてございます。そういったところを考慮した中で審査委員会のほうでは採点を行っているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） ということは、絶対こうじゃなきゃだめだということではないということでは理解してよろしいでしょうか。3階建ては絶対だめだということではないということでは理解していいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま申し上げましたとおり、原則、平家または2階建てということとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） あと、この議事録の中では、委員同士のやりとりの中でいろいろ点数に対して違うんじゃないかというふうなものもうかがえます。議事録の中で、「同意の取り消しをされている事業者が8点になっている」、「同意が取り消されても建設できるのか知りたい」、「今の段階で同意がとれないからだめだという判断ができないので、そこを評価していただく」、「どうしても同意がとれなかった場合、どうなるのか」などいろいろな議論がなされています。

やはりその中で委員の中でも疑問に思っていることが出てくると思うんですが、やはりルールとして基本、県の手引書という形でやっていくのであれば、まず基本ですね、基本は隣接者の同意がないということ自体がまずそもそもおかしいのではないかなと思うんですが、やはりその点について議事録の中でも議論されているということは、これはあえてルールを、言い方を

変えればねじ曲げてもいいというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 委員会の中では、ただいまあったようなさまざまな項目についてそれぞれの委員の皆様から御意見を賜りました。その中には同意の話もあったり、いや、ここはこうだからこっちのほうが点数は高いですよというようなさまざまな議論がなされた。これは議員がお調べになられた会議録等でもわかることだと思いますが、最終的にはその一部同意が得られなかった、この事実についても委員の皆様には周知を図り、状況をお伝えした中で委員会としてその減点をしながらこの点数でよしと決めていただいたという結果がございます。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 事前に部長に私が今持っている中の資料でちょっと確認をしていたいたんですが、その中に何点か公文書というものがあると思います。そもそも委員の中でそういうふうな議論がされたということは、委員の中でやはり疑問に感じている方がいらっしまったんだと思うんです。その中でやはりおかしいものはおかしいという形で、これは決していいことではないと思うんですが、まずこのような内部資料、これは果たして議員だけではないかもしれません。私の手にこういうものが入ってくること自体がそもそもおかしいことだと思います。そのような形、やはりちゃんとしたもちろん公文書管理ということもございますが、そもそもこの件に関してはいろいろな無理があったのではないかということで、このような文書が私のところに来たんだと理解しております。その点についてはどうお考えですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 審議会におきます議論については、さまざまな議論があったということは議員が御確認いただいたとおりでございます、そういった意見がまきに出ること自体、その委員会として機能しているというふうに逆に私は理解しております。思っていることを言えない委員会ではなくて、思っていることを言える委員会であったということに対しては、私としてはすばらしい委員会であったんだというふうに認識してございますが、一方で、ある文書が外に出してしまうということについては、あってはならないことではございまして、これにつきましては先般も公文書の管理徹底について指示がなされておまして、各職員に対しても公文書のあり方、守秘義務等について徹底していくというようなお話をいただいたところでございます。これは全職員に対しても同様に周知徹底をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 今こちらの中でも徹底管理していくということですが、これ、仮に

この公の文書、いろいろ公文書の取り扱い、国でもいろいろな騒動がありました。この選定委員会の責任者は委員長である副市長かと思います。また、最終的に決裁をなされたのは市長ということでございますが、この公文書流出ですね、これに関連するこれについて責任者としてはどのようなお考えを持っているのかということをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 公文書管理につきましては、先ほど保健福祉部長が述べたとおりでございます。今後についてはそういう対応をしていくということでございます。

今回、公文書と思われるもの、現実にはそれ自体は公文書ではございませんで、公文書は役所のほうにきちんと保管されております。もしかするとその写しだということになろうかと思いますが、その写しが出たこと自体につきましては、厳密に言えば、どういう形で出たのかということがまず問題になろうかと思います。そのどういう形で出たということを追及していかざるを得なくなってくる。そうしますと、想像ですけれども、多分解明できないということになるんだろうと思います。そういうこともありまして、今回につきましてはこれ以上、怪文書ということもありまして、今回はこれ以上追及していくとか何かということは考えてございません。

ただ、今後につきましては、もしこういったことが続くようだと市職員の、私も含めまして職員の何というか規律感覚といいますか、規範意識といいますか、そういったものが問われてきますので、そこは追及していかざるを得ない。ただ、職員が行ったという事実も確認できませんし、盗まれたものということも想像できますので、あらゆる観点から追及していかざるを得なくなるということになりますので、先ほど申しましたとおり、現時点ではその追及をする予定はないということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 私は別に犯人捜しをしろということを言っているわけではありません。やはり今、もちろん公文書は、原本は市役所のほうにあると思いますが、これは写し、コピーであるということで理解してまずよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 原本につきましては、担当課にきちんと保管をされているということも確認してございます。よって、議員がお持ちの資料については、その写しであるというふうに考えられます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 管理については、やはりこういったものが外に出てしまうということとは管理不行き届きということがあります。その文書管理についてはちゃんと徹底していただ

きたいと。それはその形で終わらせていただきます。

ただ、やはりこのような形で、もしこれで県のほうの認可がおりなかった場合、一番被害をこうむるのは地域の方たちです。これは第7期ということで応募したということですので、単純にじゃあ次の第8期で応募すればいいかということを知ったところ、そう簡単にはいきませんと、茨城県内全域の中で県に対しての要望があるというふうにお聞きしております。そうすると、平成32年度の開設予定というのが、この状況でもし県が認可されなかった場合はできないということになります。かといって、第8期に果たしてこのまた同じような計画が許可されるのかということもわかりません。やはりこのような疑惑というか、ちょっと余りにも不審を抱くようなことはすべきではないと思います。そもそもこのような文書が外に出ていること自体もおかしいことですし、選定基準も私は甚だ疑問に感じております。点数配分もきょうの答弁でわかりましたが、なぜこのような形で点数の配分がなされたかというのは、私もきょう点数の細かいところを知ったので後で検証していきたいと思いますが、仮に県が認可しなかった場合、それは今後どのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） お答えします。

仮に県が本事業者をよしと認めなかった場合については、議員がおっしゃるとおり、平成32年度に開設をすべく特別養護老人ホームについては、牛久市においては残念ながらできないという状況になります。この後、じゃあ平成32年度中に何か開設する方策があるのかということですが、現状としては大変難しいというか、現実的にできないとなるだろうというふうに思います。

また、引き続き第7期の計画の中で今回の事業は定められてございますが、じゃあそれを、今申し上げたとおり第8期の事業計画の中に盛り込むことが可能なかということになると、この枠そのものはやはり県全体の調整の中でとられるものでございますので、牛久市にその枠が与えられるかどうか踏まえて、さらには第8期の高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の中で審議をいただいて、必要とされる施設の量というものも新たに定めた中で、必要施設が何施設必要なかというものも介護保険運営協議会の中でまた新たに審議をしていただく。それを第8期の計画に盛り込まなくてはならなくなるというようなことで、大変事業としては難しくなっていくのかなというように認識してございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 市川圭一君。

○10番（市川圭一君） 仮にできないとなると、先ほども申しましたが、本当に地域の皆さんに御迷惑をおかけしてしまうことになります。やはり選定基準がもう少し明確にいわゆる見える化ということをやっていくというふうな方針があると思います。もう少し点数を選定基準

の中で明確にして、いいんではないかというふうな流れではなくて、何点だからこれはいい、これはだめというふうな基準をもう少し明確にしていけば、このような疑問を生じるようなこととはないと思います。

やはり最終的には、何度も申しますが、地域の皆さんに御迷惑をおかけしてしまう、また、こういう形になったということは大変市の、もし仮に県が認可しなかったということであれば、多大なる市の責任でもあると思います。このようなことを今後起こさないよう切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で10番市川圭一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時30分休憩

午後1時31分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従ひまして、一般質問を行ってまいります。

今回3項目についてでございます。通告では、初めの質問を「重度障害児」といたしましたのが、「重度心身障害児」と訂正をしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

初めに、重度心身障害児の卒業後の進路について伺ひます。

昨日、同僚議員の質問でも障害児を持つ保護者の悩みについて、また、相談についても、法律はできても、実際にサービスを利用したいと思ひていても、現実には受け入れてくれる事業所がなかなか見つからず、深刻な問題を抱えている現状が話されました。障害の程度にもよりますが、小学校、中学校、高校までは特別支援学校に通うことができます。そして、放課後は放課後等デイサービスの利用で居場所が確保できている児童生徒がいらっしゃいます。放課後等デイサービスは療養支援の場でもあります。しかし、放課後等デイサービスの対象は18歳までという決まりがありまして、高校を卒業したら居場所がなくなるのではないかと、このような心配の声が保護者のほうから出されております。今後の居場所をどうつくっていくかがまさに問われております。

そこで、初めに障害児の放課後等デイサービスの現在の状況について、市内の事業所数、通所する人数、重度心身障害児数、及び18歳以上になるとどういった対応になるのか、お尋ねを

いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 放課後等デイサービスは、学校に就学している障害児が授業終了後や長期休業中に通所し、生活能力向上のための療育支援訓練等を継続的に受けることにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものでございます。

市内の放課後等デイサービスの数は8カ所、利用定員は85名となっており、市内、市外の事業所に通所している人数は平成30年7月31日現在で90名おり、そのうち重度心身障害児は8名通所してございます。

放課後等デイサービスは、幼稚園、大学を除く学校教育法に規定する学校に就学している障害児が利用することができ、18歳に到達した方も学校卒業の年の年度末まで利用することができます。

なお、放課後等デイサービスの提供時間を超えて、保護者の所用などの際に、活動の場の提供や見守りのため、日帰りの一時預かりを利用する場合は、日中一時支援を利用することとなり、牛久市におきましては平成29年度から医療的ケアが必要な方も利用できるよう、医療的ケア加算を設け対応しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今の次長の答弁で、市内の事業所では放課後等デイサービスの利用者、重度の方が現在8名という答弁でございました。特にその重度の心身障害児を受け入れております事業所では、年々これから増加が見込まれているのではないかと思います。人的確保、人的な支援も含めて市はどのようにこの問題について考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 放課後等デイサービスにつきましては、近年、利用者数の増加に伴いましてサービス事業所の数もふえてきている状況にはございますが、重度の心身障害児が通所できる施設というのはまだまだ不足していると考えております。

今後、市としましても、このサービスの充実に向けて事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 充実ということ、実際に今通っていらっしゃるお子さんたち、それとまた、この事業所も大変経営等が厳しい中でこのサービスを継続して下さっているということは重々承知をしておりますので、市としても何らかの助成ですね、そういうようなことに

拡充をしていただきたいと思います。

次に、特別支援学校を卒業した方、居場所とサービスについて伺いたいと思います。先ほども伝えましたように、18歳を卒業してもこの放課後等デイサービスには通うことができるということなのですが、18歳を超えた場合のサービスをどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 重度障害児の卒業後の居場所を含めたサービスにつきましては、医療型短期入所、福祉型短期入所、通所による生活介護、日中一時支援、在宅での居宅介護、訪問看護などがございますが、重度心身障害者に対する福祉資源は、茨城県のみならず少ない状況であります。当市におきましても課題となっているものでございます。

中でも、医療的ケアが必要な障害者、障害児に関しては、看護師の確保について事業所でも苦慮しているところであり、看護師の資格を持っている方に聞いたところによりますと、医療機関であれば複数の看護師や医師もいるので心配ないが、福祉事業所では1人で見ることから、自分の責任が非常に重いといった御意見をいただいております。

しかしながら、重度心身障害者に対するサービス提供の確保の重要性は認識していることから、各事業所に対しサービス提供の実施について働きかけてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、市長のほうからも課題ということの御答弁がございました。確かに卒業後の居場所としては、生活介護とか看護、そういうところが保障されるところが居場所として必要となるのは当然だと思います。確かに医療関係のところ連携されているとして、そういう場所が近くにあれば、看護の面でも医療の面でも安心できるかもしれません。しかし、特別支援学校を卒業した方の居場所ということでは、生活をする場、また、地域で暮らす、このことをやっぱり重点に置いたサービスが必要になるのではないかと思います。

私は以前につくば市で筑波大を会場に開かれました全国の障害者大会というものに参加をしたことがございました。そのときに車椅子の方、さもなければ重度の障害の方、それこそ寝たきりの方だと思ったんですが、ベッドを持ち込んでの参加者もございました。そして、その方の周りにはボランティアの方々常についておまして、その人がその人らしく生活をされている、こういう様子を拝見いたし、自治体によってはかなり進んでいる場があるんだろうなというふう感じたこともございました。

これからいろいろな障害者がそういう社会との接点も含めまして生活する場、そしてその居場所として今、茨城県では大変少ないということなのですが、牛久がそういうような発信をす

る、そういう場であってほしいということで、このことを県のほうにぜひ方策について伝える
というか、検討できないか、そのことを担当としてどうなのかということをお尋ねしたいと思
います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

重度障害児の卒業後の居場所づくりといたしまして、今、市で実際に行っております主なも
のとしましては、牛久市知的障害者デイサービスわくわく、また、みのるの郷、ケアセンター
輪さんで行っている生活介護などがございます。わくわくにおきましては、今後見込まれます
特別支援学校等の卒業生の見込みなどから今後施設が不足することも予想されておりますので、
今後の新たな施設の検討も今始まったところでございます。

また、こういう問題の短期入所というのは、牛久市だけではなかなか解決できない問題でご
ざいますので、県内全体での取り組みというのが必要になってくると思いますので、今後その
ような形で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 1回こういうような問題を取り上げたから、そのいろいろなサービ
スが拡充をされるというまでには大変時間がかかるし、いろいろと県、それからまた、関係機
関とのそういうような話し合い等で進んでいくと思いますが、ぜひ障害者、今、障害児も含め
まして社会との接点を非常に持つ場が大変重要だと思っておりますので、人権という意味でもこのよ
うな問題をぜひ取り上げて市の政策に生かしていただきたいというふうに、これは要望をいた
します。

続きまして、通学路の安全対策について行います。

皆さんも御存じのように、6日の早朝に北海道で震度7の地震が発生をいたしました。現在、
全容は明らかになっておりませんが、次々に報告される災害の様相に本当に息をのむばかりで
あります。今までも豪雨や強風、高潮、地震と、どこで災害に遭遇するかわからない状況の今、
日本列島と言えます。

そういう中で、今回、通学路の安全対策について質問を行います。6月18日の朝、大阪北
部を震源とする最大震度6弱の地震が起きました。高槻市では、小学校プールのブロック塀が
倒れ、通学路を通っていた小学校4年生の女子児童がその下敷きになって死亡するという事故
が発生しました。安全であるべき通学路で学校の壁が突如倒れ、子供の命が奪われることは絶
対にあってはなりません。

そこで、学校施設、通学路の安全点検の状況と対策、また、公共施設の安全点検について伺
います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 大阪北部地震でブロック塀が崩壊し、登校中の小学4年生が死亡した大阪府高槻市の事故を受けまして、市教育委員会では翌6月19日、緊急に市内小中学校で学校施設内の危険箇所の点検を各学校に指示し、行いました。あわせて、通学路におけるブロック塀などによる危険箇所についても、先生方や登下校の見守りボランティアの方々などから情報収集をいたしました。

学校施設内におけるブロック塀等危険箇所の状況でございますが、点検の結果、中根小学校の正門両脇にある塀1カ所がブロック塀であることが判明をいたしました。このブロック塀につきましては、高さが1.45メートルでございます、控え壁も設置されているなど、法令の範囲内のブロック塀であることを確認しており、危険なブロック塀等ではないとの判断をしたところでございます。また、通学路上におきましては、約180カ所で危険と思われるブロック塀等が存在することが判明をいたしました。この結果につきましては目視等で確認したもので、全てのブロック塀等が直ちに危険というわけではございませんが、教育委員会と道路管理部署等で情報共有をしております。

学校施設内のブロック塀等についてでございますが、中根小学校正門脇ブロック塀は、業者立ち会いのもと、塀内部の破壊検査を実施し、適切に鉄筋が配置されていることなどを確認いたしました。その結果、市内全ての学校施設内におけるブロック塀等の安全点検が完了したところでございます。

今後の地震発生時における子供たちの安全確保についてでございますが、平成30年6月19日付文部科学省からの通知に基づき、「地震の揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認し、ブロック塀、屋根瓦、自販機などにも注意し、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる」など、児童生徒等が自分自身の判断で身を守り、迅速な避難ができるよう、学校を通じて指導してまいりたいと思います。

また、これまで毎年実施しておりました小中学校通学路危険箇所調査におきまして、地震時におけるブロック塀等の危険箇所という観点からも情報をいただき、保護者や地域の関係者などと一層連携して安全点検を行うよう検討してまいります。そして、今後著しく危険な箇所が判明した場合には、通学路を変更することも含め、学校と協議してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 私のほうから、学校以外の公共施設のブロック塀における安全点検と対策についてお答えいたします。

市では、大阪北部を震源とする地震の直後から、市内の公共施設全てのブロック塀におきま

して市職員による調査点検を実施いたしました。

その中で1件、市営住宅で、建築基準法に抵触していないものの、ぐらつきが確認されたため、そのブロック塀を直ちに撤去し、ネットフェンスを設置いたしました。

その他につきましては、特に建築基準法に違反するものや、ぐらつきなどの危険箇所は認められておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから学校施設、通学路の安全点検についての答弁がございました。児童生徒が自分で危険を回避するよう判断できるようなという御答弁でしたが、突然に起きるこういう地震に対してすぐ行動をとることというのは、大人でも難しいことではないでしょうか。

通学路というのは子供たちが常日ごろ通る道なのですが、保護者と一緒に徒歩で通り、どういところが危ないかを知る、こういうことから始めることも必要ではないかと思います。学校におけます防災教育というんですかね、そういうような状況を今後やっていくのかどうか。確かに以前には学校の校外委員ですか、ヒヤリハットというものがあって、自分たちの通学路はどういところが危ないのか、こういうような調査をしたというような挿絵を拝見したようなことがあるんですが、学校としてやはり子供たちの安全を守るために防災教育、そういうような観点について伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久小とか牛久二小では「ぼうさい探検隊」というものをしておりまして、地区社協の方々をお願いしてたくさんの人を集めていただきまして、各地域の危険箇所、それから消火栓の場所、それから防災倉庫の中まであけてもらいまして子供たちも見ています。学校へ戻ってきたら、防災マップというものをつくりまして、それを今度はまた地域の方々に発表するというようなこともしています。

それから、一中学区は特に熱心なのですが、東岡見とか神谷では子供たちが地域に出て、一緒になってバケツリレーをやったり、AEDをやったり、担架をつくったりというようなことをしたり、南中学区の緑ヶ丘では夜間パトロールを地域の方々と一緒にやっているというようなこともしています。それから、奥野小と向台と南中あたりは交通防災課の方が来てくれて講演をもらうというようなこともしておりますし、ことしは牛久一中が地域の防災訓練の指定校になっていますので、今度10月28日に地域と一緒に子供たちも避難所訓練というものをやるような形になっております。

そういった形で、地域とともに実際に行動できるような防災教育をやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、実際にやっているということで教育長のほうから御答弁がありました。確かにいろいろと実際に訓練で体験をすることが、いざというときの対応につながるということは当然だと思うんですが、先ほどマップがあるというのは牛久二小ですか、二小はマップがある……（「二小と牛久小」の声あり）二小と牛久小はそういうようなマップがつくられているということなんですが、ほかの学校ではこのようなことを広めていくというお考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 例の総合的な学習の時間ということで、各学校で環境をやったり、こういうことをやったりしているんですが、今回の事件もありまして非常に大事なことでありますので、総合学習の中にこういった授業を取り組めるように各学校にお話ししていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 私は先日行われました小学生の模擬議会、それを傍聴する機会がございました。そのときにやはり小学生の方から、やっぱりそういう自分たちの身を守る、学校通学のときにこのようなことがあったときにどうすればいいのかという質問がたしか出ていたと思います。そういうことでやっぱり皆さんの関心のあるときにこういうような教育を、そういうようなことを広めていくということが一番ストレートに皆さんの理解を生む一つになるのではないかと思いますので、ぜひこの辺は子供たちの命を守るということでも力を入れていただきたいと思います。

それで、公共施設のほうは先ほどありましたが、民間のブロック塀のことにについて話を進めたいと思います。先ほど答弁の中にも通学路には民間のブロックが多数あるということもありました。地震でやっぱり塀が倒壊する、このようなことが起きたときには死傷者が発生するだけでなく、道路を塞いだり、また、避難や救援活動の障害になる、このようなことがさまざまな事例から報告をされております。安全な通学路の確保には、もちろんそちらの民家の方、また、企業の協力などを得なければならぬと思いますが、ブロック塀等が地震のときに倒壊する危険がある、このことを市民や建物の所有者にも周知をし、正しい施工方法や補強方法、これを普及させるということは命を守るという点からも重要ではないかと思えます。

今回の大阪のブロック塀の倒壊事故を受けまして、民間ブロック塀等の調査を市で実施する予定はあるのか、先ほど目視ということがございましたが、それ以外にでもきちっとどのような状況なのかを、全体を把握するということも必要ではないかと思えます。

また、広報紙と一緒に配布をされました「我が家の点検」、これがたしか出ていると思いま

すが、そちらの意識調査、意識づけの意味もあるのではないかと思います、その辺、どのように進められていくのか、今後の方針について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 市といたしましては、基本的に個人所有のブロック塀はその個人、所有者が管理、責任を持つという方針のもと、タウンミーティングなどにおきましても各行政区へ説明を実施しております。

また、お話にもありましたとおり、広報うしく7月15日号や市のホームページ上にてコンクリートブロック塀に関する記事とあわせて、個人でもできるコンクリートブロック塀の安全点検表を掲載し、市民に対する注意喚起を行っております。

また、自己点検の結果、再度の精密調査やブロック塀の補強、撤去等が仮に必要な場合には、建築士会や建設業協会、建設業協力会へ市民からの相談に御協力いただくよう、市より各団体に対して協力を要請したところでございます。

現在、市による補助制度等の創設は今のところ考えてございませんけれども、国や県の補助金、近隣市町村の動向についても注視していきます。また、景観上、防犯上、被災時の緊急車両の通行、避難時の確保等の問題も含めまして、コンクリートブロック塀からそれ以外、例えば生け垣だとか板塀だとか、そういう誘導が、そういう手法があるかどうか、どういう手法がよろしいのか等々につきましても協議をしていく所存でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、次長のほうからは補助制度は今のところはないということの御答弁がございました。実は大阪の堺市で指定の通学路に関するブロック塀につきまして補助制度を早急に創設いたしました。期間は7月4日から来年2019年3月末ということで、撤去した塀、それにまたその塀の上に新たに軽量のフェンスを設置した場合に補助するという制度です。市の補助というのは、塀を撤去した場合は限度額で15万円、軽量フェンスをつくった場合には25万円という、素早いこういうような市民からの要望を受けまして早速、堺市ではやったということなんです。

いろいろとこの制度につきまして調べましたところ、国がブロック塀撤去支援に使える交付金の通知をしているというこの文書が見つかりました。これは、国交省が6月25日付の都道府県宛ての事務連絡として、ブロック塀等の撤去に係る支援について、防災安全交付金等の促進事業の対象とすることが可能であることをお知らせする、こういう事務連絡でありました。効果促進事業ということなのですが、もとになる基幹産業が一体となって効果を高める場合にこの交付金が見えるということであるようです。実際にこの情報を見ましたら、住宅建築物耐震改修事業、このことだそうです。これは、今回のようなブロック塀の安全対策事業、これが

示されております。その事業の内容には、「ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぎ、安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除去、生け垣整備を行う」、このような説明があるそうです。例えばこの事業をやる場合には、国の交付金の補助率は地方負担の2分の1。例えば自治体が民間の工事費の3分の2を補助する制度を創設した場合、この交付金を活用すれば実績に地方負担が3分の1、国負担が3分の1、このようになります。

しかし、この「制度を創設した場合」ということの条件がついておりまして、実際にこのような制度が茨城県ではどうなのかということ、この辺は事前にお伝えをしているので、その辺の状況を伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

御質問にございました国からの「ブロック塀の撤去等に係る補助制度の取り扱いに関する通知」につきましては、県を通しまして市にも届いてございます。

基本的に、国の補助制度である社会資本整備総合交付金や、御説明にもございましたが、防災・安全交付金の効果促進事業は、計画の目標を実現するため、「基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等」となっております。しかしながら、現在、牛久市に計画の柱となる基幹事業については今のところございません。

今のところ、県内でブロック塀の撤去及び設置等に国の補助を活用している市町村はないというふうに今伺っております。

また、国の補助を使わない市町村単独のブロック塀の撤去等に関する支援制度につきましては、今、堺市の事例を御紹介していただきましたが、茨城県内で個人所有のブロック塀等の撤去に対し補助制度を設けている自治体はないということでございます。

今のところ市としましては、先ほども申し上げましたが、まずは自分の施設につきましては自分で点検、管理をしていただきたいという考えのもと行っております。補助等につきましては、県と国と連絡をとりながら、条件のいいものがあればすぐに確認をするというふうなことをしたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね。確かに国のこのような制度があったとしても、県なり市にその基幹産業というものがないと効果が促進が図れないということで、せっかくあるこのような制度が使えないということは、今までも何度かそういうようなことがありました。国はこういうふうには今回はブロック塀のことについて大きなことだということで自治体負担を2分の1に軽減するよというようなことをやっているんですけども、実際にこういう基幹産業というもの、牛久の場合だけじゃないですけども、茨城県の中ではこのような基幹産業に取り

組んでいるところというのはあるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 申しわけございません。現段階では把握をしてございません。ないのではないかとということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 非常に残念なことなのですが、今までも牛久でたしか住宅の耐震改修の計画というのが平成20年から平成27年ですか、あったような記憶をしております。それ以降については防災計画、そういう中に取り組みれてしまっているの、あらかじめいろいろなことがわからなくなっているということが今回いろいろ調査をした中で出てきています。この中にやっぱり住宅の耐震改修、そのことが非常にやっぱり重要だということ。そこにもやっぱりブロック塀の問題が載っておりましたので、ぜひこの辺を、住宅、建物の耐震改修ということ、このような問題も今後どこでこの災害に遭遇するかわからないという今の日本の実情ですね。牛久でも以前は竜巻被害等もありましたので、ぜひこの辺についても実態把握、そしてまた、補助制度について今後検討していただきたいというふうに要望いたします。

それでは、3点目の介護保険の保険料、それから利用料の減免のことについて伺いたいと思います。この減免制度につきましては、法律で定められている減免ではなく、市独自の減免制度の創設をしていただきたいということで取り上げました。

介護保険は40歳以上の全ての方が対象となります。同僚議員の質問でも、65歳の方、2万3,616人、全て介護保険の対象者でもあります。40歳から64歳までが第2号となっていますね。それから65歳以上が第1号被保険者です。財源としては公費として国、県、市が50%、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者で23%、そして第2号の被保険者で27%、こういうことで賄う仕組みのことは周知のとおりであります。

現在、災害をこうむった場合には減免制度がございます。しかし、市独自の減免制度はございません。今回の質問に当たりますと、多くの方から介護保険料が高い、そしてまた、払えないというような御意見もちょっといただきまして、ぜひ市独自の減免制度をつくってほしいという要望から質問をするものです。

この今回のことに関しまして、いろいろな他の自治体の事例なども調査いたしました。一つの例としては、大阪府の高石市というところがございます。こちらにつきましては、市独自で世帯非課税の方、第1段階、第4段階の方を半額ですね、規定の保険料の半額を軽減するという制度をつくっているそうです。このように自治体によっても取り組みはそれぞれ違うと思いますが、市独自の保険料を軽減する考えについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険料の減免につきましては、牛久市介護保険条例により介護保険の減免規定を定めております。これまでの減免の実績は、東日本大震災の影響で平成23年に94件、平成24年に95件、合計352万6,050円を減額しました。平成26年は2件、火災等の理由で3万8,600円を減額しております。平成27年以降は減免の実績はございません。

現行の条例規定以外の市独自減免につきましては、保険料の減免の3原則というものが国より示されております。

第1に、介護保険制度においては、保険料を所得に応じて段階設定することにより、所得の低い方へ必要な配慮を行っているため、この方法以外でさらに一定の収入以下の者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、個人の正確な負担能力を具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平であることから、個別申請により判定することが原則であるとしていること。

第2に、介護保険は40歳以上の国民が皆で助け合う制度であることから、現役世代が全て保険料を支払っている中で、一部とはいえ高齢者が保険料を全く支払わないことは、この助け合いの精神を否定することから、全額免除は行わず減額のみとする原則であること。

第3に、保険料減免に対する一般財源からの繰り入れを行わないとする、3つの原則がございます。

以上の原則を踏まえまして、他市町村の取り組み等を調査しながら、市独自の減免規定については慎重に検討していくことが必要であると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 一般会計からの繰り入れ等、行わないという3原則というのは存じております。確かにこの保険料につきましては非常に、例えば収入がゼロの方、年金の収入のない人、そういう方からも第1段階として結局、保険料負担が発生するわけですね。

じゃあどうやって払うのかということが大変大きな問題ではないかと思いますが、大阪府の高石市、こちらをちょっと調査いたしました。そうしましたところ、こちらでは、牛久は人口が8万5,000人に対して高石市は5万7,000人ぐらい、それと65歳の人口が1万5,000人ぐらいですね。ですから、高齢化率は26.8%、割と低いというか、そういうような自治体であります。ここで保険料の第1段階から第4段階、これの半額減免をしているということですね。どういうことなのかと聞きましたら、別に低所得者対策、そういうこともあるんでしょうけれども、1年以上保険料の滞納がないなど、対象者には一定の条件をつけまして減免をしているということでありました。世帯が非課税ということではかなりやっぱり所得が低いという、そういう段階についてやっているということですね。ここでは、大阪府のここだ

けではなく、宝塚とか大阪府の中では独自でこういうような保険料の軽減をしております。

こういうようなところから、やはり低所得者の保険料の軽減というのはやっぱり重要だということに私も考えますので、再度この市独自で保険料軽減をする、確かに一般会計から入れるということになると、それはそれなりの理由が必要だと思いますが、こちらの高石市では介護保険の特別会計の中からその費用を捻出しているということでありました。大体1年間で100万円ぐらい、第1段階から第4段階、この方たちの保険料を半額にするということ、こういうようなことでずっとやっているということなので、この辺のことも大いに参考になるんじゃないかと思います。その辺の考え、市独自で保険料を軽減する。再度伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 特別会計の中で保険料の軽減について市独自の基準を設けられないかという御質問でございますが、これにつきましては、先ほど議員のほうから御説明がありましたように、介護保険特別会計の財源としましては50%が国、県、市の公費、残りが第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で賄うというものでございます。この特別会計の中でこの減免基準、例えば低所得者の基準を市独自で拡大するということになると、そのほかの所得層の第1号被保険者の保険料の中からその財源を捻出するような形になりますので、そのあたりの基準について公平な基準が設定できるかというようなことの大きな課題がありますので、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 介護保険につきましては、今回の9月補正でも4億何がし、また積み立てがふえました。そうしますと、今現在でも12億円以上の準備基金を持っています。確かに計画の中では第7期の計画の中で3億8,700万円、準備基金から取り崩して保険料の軽減に充てるという、計画の中では出ています。その3億8,700万円のうち既に2億7,100万円、もうこれは平成30年度の計画をするあたりにあってはもう既に取り崩していますので、残り1億何がしを準備基金から取り崩してもそれほど大きな影響というのは考えられないというふうに思います。確かに施設整備をしていく中では給付費がふえていく、その対応に準備基金を持っていたいという、そういうようなお考えが傍聴したときにも委員の中から出た経緯はあります。しかし、今の介護保険の中ではもう圧倒的にこれから高齢者がふえていくということはわかっているわけで、少しでも市の独自の減免、保険料を減免する、このことについては今すぐというのは無理かもしれませんが、ぜひ第8期の計画をするときにも検討をしていただきたい。これは要望といたします。

2番目に、保険料の滞納状況、改善に向けた対応と納付しやすい環境の整備について伺います。

介護保険料の滞納状況については、同僚議員の質問と重なってしまいますが、保険料を滞納しますとサービスの利用に影響し、また、滞納した期間に応じまして給付が制限されることがございます。1年以上、1年6カ月、2年と制限は違いますが、保険料の滞納が発生しないような納付しやすい環境整備、このことは重要であると考えます。

年金では年額18万円以上、この18万円以上の年金受給者は保険料から天引きをされます。そして、普通徴収となる方が滞納になりやすいのではないかとというふうに考えますが、その滞納状況、対応について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 平成29年度決算時における介護保険料の滞納状況についてでございますが、これは昨日の杉森議員の一般質問の中でも答弁がありましたので同じ内容の繰り返しとはなってしまいますが、滞納者総数は397人、滞納金額は2,799万3,015円になっております。市といたしましては、介護保険料の滞納額縮減のため、収納課が市税等と一緒に年4回の催告を実施し、納付期限までに納付相談や納付がない場合、預金、給与、年金等の差し押さえを執行しており、平成29年度の介護保険料の差し押さえ件数は計34件でございました。

次に、納付しやすい環境の整備といたしましては、口座振替やコンビニ納付の推進をしているところでございます。また、納付機会をふやすため、毎月第1と最終日曜日に休日納税相談窓口を、第2・第3火曜日の18時から20時にかけて夜間納税相談窓口をそれぞれ実施し、対応しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、滞納の状況などを伺いましたが、滞納する個別の事由、そういうようなことは把握されているのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 個別の事情ということでございますが、相談窓口、こちらに来られた方についてはいろいろ内容をお聞きしたりすることはありますが、それ以外の全件についての把握についてはしてございません。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 滞納につながるというのは、特に期限を忘れてしまったりとか、そういうこともあるかもしれませんが、先ほどの確かに同僚議員の質問でも滞納している中で相談に来て完納したとか、それからあとは欠損もしたとか、そういうような事例をたしか伺ったと思うんですが、この滞納に至る事由について、相談に来ればその事由というのがわかるんですが、そうしますと相談に見えない方はただ催告書を送る、送っても納付がなければこれは悪

質というふうに見られて、そういうふうな差し押さえとか、そういうようなことにつながるのではないかと思います、その辺の対応をもっときめ細かにできるという、そういう方法はないのでしょうか。その辺の対応について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） やはり一応、1対1といたしますか、個別に対応しなければわからない事情はあると思います。そういった意味でやはりこちらから通知を差し上げた際においていただく、あるいは平日来られない方には、先ほど申しあげましたように休日あるいは夜間等も相談窓口を開設しておりますので、仮に議員のほうにもそういった御相談があった場合にはこういうことをやっているよということで、ぜひそういったものを御利用いただくようお願いしたいだけだと思います。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね。その辺については私どもも必ず相談に行ってほしいということは伝えてあります。一番やっぱり何も連絡がない、訪ねていっても会えないとか、そういうような状況というのがやはり差し押さえとか、そういうような状況になるのではないかと、そういうふうを考えています。滞納するという方は、介護保険だけではなくてほかの部分についてもそういうような状況が発生しているのではないかと思います、その辺の各課との連携はどのようにしているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 滞納のそういった各課、ほかの例えば市税とか料的なものにつきましては、一番最初の答弁でも申しあげましたとおり、ただいま収納課のほうで一括してやっておりますので、そういった意味では横の部分について十分な把握ができていますのかなと思います。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、滞納状況にならないように、そういうような払わなきゃならないものはやっぱり払うしかないんですが、どうしてもときには相談窓口に行くように私どもも伝えたいと思います。

次に、これも同僚議員の質問に重なってしまうんですが、8月1日から所得の高い高齢者が介護保険サービスを利用した場合の負担が3割になりました。これは、昨年5月の改正介護保険関連法の成立により決まったものなんですが、市の対象者の状況を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

杉森議員への御質問にも答弁しましたが、介護サービスを利用する場合には、費用の一定割

合を利用者の方に御負担をいただいております。この利用者負担割合について、これまでは1割または一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月より、65歳以上であって本人の合計所得金額が220万円以上の現役並みの所得がある方には3割を御負担いただくことになりました。

本市におきましては、8月1日現在で介護認定を受けている2,785人のうち、1割負担者の方は2,469人で全体の88.7%、2割負担の方は210人、全体の7.5%、3割負担の方は106人で全体の3.8%という状況です。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今回3割負担になったという方、これは8月1日から施行されたばかりですので、影響については、たしか答弁のほうではまだ出ていないというようなことだったと思います。

厚生労働省の委託の調査で、利用料が2割負担になったとき調査をしたそうです。このときの答えで多かったのが、「サービスの利用を減らした」、また、「中止をした」、そしてその理由としては「負担が重い」、このように答えていたそうです。今回も一定以上の所得者にも同様のことが考えられるのではないかと思います。被保険者が必要なサービスを受けられなくなる。こうなると、症状が悪化するおそれがあるのではないかと思います。利用者本位で考えるべきで、ある施設の方は「やはり負担は1割を限度としたほうがいい」、このように答えております。

私の今度の質問では、この利用者負担の軽減ですね、それについても市の考えをお尋ねするものです。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護サービスの利用者負担割合は、現役並みに所得のある方は8月より3割負担へ引き上げられました。平成27年8月の2割負担への引き上げ時には、サービス利用回数を減らした等の声を窓口や介護支援専門員より耳にしております。

現在の利用者負担額の軽減制度といたしましては、社会福祉法人の利用者負担軽減制度がございます。この制度の目的は、社会福祉法人がその社会的役割を果たすため、低所得者に対し介護サービスの利用者負担額の4分の1を軽減するものであります。

社会福祉法人が行った軽減額の総額のうち、本来、社会福祉法人が受領すべき利用者負担収入の1%を超えた部分について2分の1の範囲で市が当該法人へ助成を行う仕組みとなっております。平成29年度の実績としましては4名の方がこの軽減の制度を利用しております。

市独自の利用者負担軽減については、平成29年度介護保険事務調査の結果から、全国で326の自治体が単独に軽減措置に取り組んでいるところです。この減額した分の財源は、65

歳以上の方からの保険料が充当になるため、減額による給付費の見込みが介護保険料基準額に影響することから、慎重に検討する必要があると考えます。

今後は、まず社会福祉法人の利用者負担軽減制度を市民にさらに周知していくほか、社会福祉法人に対しても積極的に低所得の方を受けて入れていただくよう促してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 現在、次長の御答弁で社会福祉法人のほうで利用者負担を実際にやっているということ、平成29年度は4名の方がこの制度を受けたということでございました。実際この4名の方は牛久市の方だと思うんですが、社会福祉法人は何社であったのかということ、それから市独自でこの利用者負担を軽減するという、そういうような考えについても少し伺いたいと思います。先ほどは全国では326の自治体で独自でやっているということが答弁でありましたが、市ではどのようにこの問題について考えているのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

まず、社会福祉法人の減免を行っていただいている法人は1法人でございます。

また、先ほども答弁の中で326の自治体が平成29年度の調査におきまして独自に軽減措置に取り組んでいるところでございます。この内容につきましてですが、主な対象者としてしましては、市民税の非課税世帯の方または単身世帯で年収が150万円以下であるとか、そういう低所得の方を対象者としてまして利用者負担額の4分の1あるいは50%相当額を助成している例が多く見られます。

先ほども答弁しましたが、この軽減措置を実施する場合はほかの第1号被保険者の基準額、これを引き上げることとなりますので、そのあたりの基準の設定というもので公平なものであるかどうかというのは、なかなか市で単独で実施する場合はほかの被保険者の御理解が得られにくいと考えておりますので、慎重に判断したいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 介護保険につきましては、今後ますます高齢者がふえていく中でこういう事業計画等が計画されているところだと思います。国でも介護に従事する方の処遇改善に一定の補助を出したときもあります。そしてまた、国がその低所得者の介護保険料の軽減をわずかですがやった経緯もあります。ということは、非常にやっぱり介護保険につきましては低所得というか、そういう方たちの状況についてやはり軽減をしていかなければもう成り立たない制度だというふうに考えます。

牛久の場合には介護保険の階層が9段階に分かれています。その9段階をもっと広げる、細

分化をするという方法もあるし、また、いろいろなことで低所得の方たちの軽減ということももう避けて通れないような状況が来ていると思います。第8期ということでは、第7期が平成32年までということで、平成33年から第8期の計画がありますが、今後につきましても介護保険が利用しやすい保険、そして保険料を納めてちゃんと利用できる、そういう保険、ある方は介護保険料を払っていても使えない保険、まるで国家的詐欺だと言っていらっしゃる方もおりました。こういうようなことのないように、やはり国が掲げます持続可能なそういうような保険、そういうようなことを改めていろいろな観点からまた検証してきて、また議会で取り上げていきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で14番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時34分休憩

午後2時47分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って一般質問を進めてまいります。

日本共産党は、本年の4月から5月にかけて牛久の市民アンケートを実施しましたが、多岐にわたる要望が寄せられました。道路やカーブミラーに関する事、かっぱ号及び公共交通に関する事、エスカード問題、空き家対策、福祉、介護等々、市政全般にわたって市民の皆さんが日ごろ思われていることや切実な要望、思いが書き込まれておりました。これらの要望事項については、既に市長に提出をしております。

今回の一般質問については、その中から幾つか取り上げてまいります、特に駅西側地域の生活環境の改善についての質問となります。

まず、西側地域の人口増加について、常磐線の西側地域の刈谷・つつじヶ丘団地等において最近新築住宅の建設が目立つわけですが、それらの状況の把握についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 牛久駅の西側地区に位置します刈谷町地内の住宅の新築戸数は、平成27年21棟、平成28年20棟、平成29年24棟で、また、田宮町地内の住宅の

新築戸数は、平成27年17棟、平成28年で23棟、平成29年は22棟と推移しております。この3年間の新築住宅戸数としては、わずかではありますが増加傾向が見られております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久駅に比較的近い団地ではありますが、開発が行われて約40年がたち、高齢化率も、刈谷は39.05%、第1つつじヶ丘は42.09%、第2つつじヶ丘にいたっては51.09%となり、第2つつじヶ丘は市内では栄西の58.64%に続き2番目に高い高齢化率となっています。人口動態の状況についても伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 人口につきましては、議員御指摘のとおり、少子高齢化によりまして自然減も見られます。刈谷町は、平成28年4月1日では前年度比29人増、平成29年4月1日では8人の減、平成30年4月1日では2人の増でした。田宮町におきましては、平成28年4月1日時点で前年度比31人の減、平成29年4月1日では20人の減、平成30年4月1日では50人の減と推移しておりまして、田宮町におきましては減少となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ただいまの答弁でそれぞれの状況を伺いましたけれども、住宅の新築戸数は刈谷、つつじヶ丘合わせて3年間で127戸ふえているわけですね。ただし、人口で見えますと、刈谷は23人の増だけれども、つつじヶ丘全体ではこの3年間で101人の減となっているわけですね。つつじヶ丘は高齢化が進む中で際立って人口減が進んでいることがわかりました。しかし、一気に高齢化が進んでどうなってしまうんだらうというふうに思っていたやさきですが、刈谷、つつじヶ丘ともに新築住宅が目立ってふえてきているように思われる昨今なんですね。それこそ最近ですと、開発当時から40年間も空き地になっていた箇所に8軒ほど新築住宅が一気に建ち並ぶというような変化も感じられます。不動産屋さん関係に聞きますと、確かに新築住宅建設戸数がふえている。要因は、カスミやコンビニができて買い物が必要な環境になった効果ではないかというふうにも聞いております。

市のほうではこのような状況を把握しているのかどうか、牛久駅からも比較的近くて生活環境がよくなっていると認識されて、定住者がわずかでも増加傾向にあるかというふうにも思われるんですが、その辺の把握はどうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 市といたしましても、平成28年8月から平成29年7月の間に実施しました「転入・転出に関するアンケート調査」において、牛久市を転入先に選んだ

理由を「買い物が便利である」と答えた方は多く、転入先の選択理由の第3位となっております。

御指摘のカスマフードスクエア牛久刈谷店の開店は平成26年10月、セブン-イレブン刈谷団地入口店は平成23年1月に開店し、この2店の新規開店がどのように住宅の新築数の増加や転入増につながっているかの分析は難しいものでありますが、住居の場所を選定する際のポイントとしては買い物が便利かどうかということについて重要視することには間違いございません。

刈谷・つつじヶ丘団地は、先ほどのカスマフードスクエアやコンビニだけでなく、牛久駅前のTAIRAYAにも近く、さらに交通機関を使えばつくば市にあるショッピングセンターも遠くない距離でございます。このようなことから、アンケート結果にもあらわれていると言えますが、両地区の人口は、先ほども答弁しましたが、現時点では増加には至っておりません。牛久市以外の方々に当市を選んでいただくためには、生活環境の充実、整備が重要であり、さらに今まで実施してきた子育て支援施策等の取り組みを着実に推進し、続けていかなければならないと考えております。新たな地方創生事業を行うと同時に、何より住みやすさを充実させ、人口の流出を抑えることが重要であると捉えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これらのことを前段として、次の質問に移っていききたいと思います。

次に、空き家対策についてです。

空家等対策特別措置法の施行から3年がたち、適正に管理されず倒壊のおそれのある家屋を市が特定空家に認定して強制撤去できるように定められました。しかし、費用負担の問題等々でなかなか踏み切れず、近隣住民のいらいら感との間でなかなか進まない実態があるようです。今議会でも空き家に関する質問もありましたが、市民が期待しているような展開には至っていないというのが現状ではないでしょうか。

市民は、空き家を少しでもなくして、若い人が住んでくれる町を望んでいるわけです。若い世帯が定住してくれることは大変重要なことであります。ひたち野うしく地域の税収が牛久全体の税収の25%を占めているというところから見ても、明らかであります。牛久地域においても空き家が目立っていますが、生活環境の改善とともに若者定住促進と空き家対策によって改善の方向性を探ることが大事ではないかと考えております。

先日、教育民生常任委員会の視察で奥多摩町に行つてまいりました。人口規模や抱えている問題は違いますが、若い人に定住してもらうためのあらゆる施策を実施し、それが成功していることを学んできました。若者定住促進と空き家対策について、やはり特別な手段を考えてい

くことが重要な施策であることも認識してまいりました。

奥多摩町では、若者定住応援補助金というものをしています。対象は、45歳以下の夫婦である場合、50歳以下の子供が中学生以下の子供がいる世帯である場合、そして35歳以下の単身者の場合などです。家を建てたりリフォームをすると補助金が出る、事業費が50万円以上の場合、事業費の2分の1以内、最大200万円までという内容です。そのほか、利子補給としての補助が最大90万円、宅地分譲、若者住宅、空き家バンク等々、若い世代が定住できるための応援の施策で、奥多摩町に移り住むと合計で290万円お得ですよといったような他市町村との違いをアピールしています。しかし、実際には奥多摩国立公園の中にあり、開発も規制された地域で、高齢化も非常に高く、厳しい状況の中から生み出した若者定住応援の施策、それが功を奏して若者の定住化が進んでいるということです。

これは一つの例ですが、若い世帯が空き家を改築して住む場合に一定の家賃補助を出しているところは全国の自治体で進んできていることでもあります。牛久市の空き家対策がどのように進んでいるか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、空き家対策についてお答えします。

初めに、管理不全空き家等の取り組みといたしましては、平成24年7月に「牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行し、近隣住民等の生活環境の改善に向けた取り組みを行ってまいりました。

また、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行してからは、著しく近隣住民の生活環境を脅かしている空き家を特定空家等と認定し、同法に基づいた措置を進めているところでございます。

次に、空き家利活用の取り組みとしては、流通を促進するためにも、昨年9月に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と「牛久市空家バンク媒介に関する協定書」を締結し、運用を始めております。平成30年8月31日現在、売買物件の登録数は19件あり、販売価格が決定した17件を市ホームページで公開しており、うち4件の売買契約が成立しております。

今後も、管理不全空き家等の解消に向けた取り組みや、より多くの空き家の流通促進のため、市内外の空き家所有者や管理者に対して空き家バンクの周知を行ってまいります。

私は、空き家、それから空き地、それから空き室ということで3つの「空」、例えば空き家でございますけれども、それから空き地ではひたち野うしくにおける土地の活用の仕方、市街化区域とかそういうものの空き地ですね、あともう一つは空き室、これはいかにもイズミヤの空き室のことでございます。私はこの空き家といいますか、3つの「空」をどのようにこれから解決していくかということもこれからの行政の大きな課題、最重要点として私は感じており

ますので、よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 具体的なところでお聞きしたいと思いますが、今、刈谷、つつじヶ丘の一般的な空き家と言われる件数はそれぞれ何件か。また、市内全体で倒壊のおそれがあるような特定空家、これは何件かということをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

刈谷行政区、つつじヶ丘行政区、第2つつじヶ丘行政区の空き家の数につきましてお答えいたします。平成30年8月1日現在、刈谷行政区におきましては空き家は25件、うち管理不全の空き家については3件でございます。つつじヶ丘行政区につきましては、空き家は15件、うち管理不全につきましてはゼロ件です。15件で管理不全はゼロ件。第2つつじヶ丘行政区につきましては、空き家の数は12件、管理不全につきましては3件です。

ちなみに、牛久市内全域におきましては、管理不全、空家対策課のほうで把握している件数は82件、議員から御質問の特定空家については8件でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） なかなかこの解決に至るには非常に大きな課題があると思われま。牛久の空き家対策、宅建協会に委ねている部分が非常に大きいのではないかとと思いますが、そこでも一つの限界があるのではないかというふうに考えるわけですが、もう一步、市として促進策、積極的に進めるということが必要ではないかと思うわけなんです、その辺、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 空き家に対する具体的な例は、はっきり言って、宅建協会とのいろいろな連携をやっていますけれども、それが今度空き家になった場合どうしたらいいか、例えば改築する場合の利子補給とか、それからこちらに来ていただく例えば一つの案としては、まだですけれども、固定資産税の3年間とか5年間とか、そういう補助とか、そういうものの具体的な案はこれからつくっていかなければ、ただただ空き家対策、空き家対策じゃなくて、もっとそれに資するものをこれからやっつけようと思っております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ぜひその空き家対策、一步、牛久市がこれまでもいろいろ条例とかを進んでやってきたわけですから、この辺でも一步ぬきんで他市町村の先進事例となれるように期待をするところです。

次に、豪雨対策についてです。

先ほど遠藤議員のほうからも今回の北海道の地震について話がありましたけれども、このところ西日本を中心とした豪雨、それから強力な台風21号ですね、列島各地に大きなその傷跡を残す中、北海道が胆振地方を震源とする大きな地震に見舞われました。震度7であり、「平成30年北海道胆振東部地震」と気象庁が命名をしたそうではありますが、大規模な土砂崩れで家屋が埋まって、死者、安否不明者、負傷者が多数出ているわけです。道内のほとんどの世帯で停電が続いているわけです。JR北海道が新幹線を含めて全線を停止させ、新千歳空港も使えなくなりました。断水も相次いでいます。命と暮らしにかかわるライフラインが広域的に機能不全に陥ったということは、極めて深刻なことでありまして、まさに災害多発国となった日本、被害を広げないためにも政治の責任は大変大きいものがあると考えます。

そこで、目を牛久に向けてみますと、去る7月11日に集中豪雨がありました。市内全域で冠水被害が起きたのは、何と刈谷団地のみだったと聞いて私も大変驚きました。現地をよく見てみますと、刈谷5丁目一部地域で団地が全体的に傾斜している部分があるわけですが、その雨水が集中して膝上まであふれ、駐車場に置いてあった車は浸水で使えなくなった。大量の雨水が川になり、稲荷川につながる河川に流れ込んだようであります。以前は、同様の被害がありましたときには田んぼにも及びまして、今回は市の対応が済んでおりましたので、それは免れたようです。しかし、これらのことは今回に限ったことではなく、長年の被害状況であることも明らかになりました。

該当する市民に状況を聞きましたが、「団地に入居して約40年になるが、これまでに約10回ほど大雨による被害があり、流れてきた大量のごみを毎回自分のごみ袋で10袋ほどの処理を続けてきた」と言うのです。「まさか高台にある団地でこのようなことが起きているとは」と住民も大変驚いております。こうした原因についてはどのように捉えているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 今回の被害の原因といたしまして、短時間に集中して多くの雨が降ったことにより、雨水管が一時的に満水になったこと、そのほかに地形的にも、先ほど議員からお話があったとおり、周辺より低く水が集まりやすい箇所であったということから、道路冠水が発生したものと捉えております。以前から、先ほども話があったとおり、何度か被害があったということも認識しております。それで、平成28年9月には対策の一つとして既設の雨水管とは別に新たな雨水管整備を実施したところでございます。これまでその効果もあったと考えております。

しかし、今回、7月11日水曜日なんですけれども、各施設の雨量計を確認すると、市役所の庁舎では30分間で22ミリに対しまして、牛久第三中学校では30分間で50ミリと約2

倍という降水量になっております。同じ市内でも刈谷団地周辺では特に短時間で多くの雨量があったと。雨水管の排水能力を超えてしまったということが大きな原因の一つと考えております。済みません。30分間で26ミリでございます。済みません。訂正いたします。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 原因については、局所的な豪雨のもとに起きたということなんですけれども、そうじゃない場合もあったかと思えます。これまでの経過の中で多少の改善はされているということですが、ここは本当に雨水が集中する場所でありまして、その流末整備がさらに大きく改善されなければこれを繰り返すばかりではないかと思うんですが、その流末整備の具体的な対応策をどのようにお考えになっているか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 今回のこの原因を踏まえまして、先月8月ですけれども、測量設計業務を発注したところでございます。その業務の中で具体的な雨水の対策方法を検討してまいりたいと考えております。

また、工法等によりますけれども、比較検討しまして、来年度より対策工事を実施できるように調整してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これまでもやってきてもなかなかそれが対応できなかったということで、今回はそういうことがないように確実にこの状況が改善できるように設計のほうも工事のほうもお願いしたいと思います。

また、団地内のその全体的な対策なんですけど、どこもここも結構雨水で落ち葉なんか詰まってしまうたり、いろいろなことが起きているわけなんですけれども、その対策について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 刈谷団地につきましては、道路表面の雨水を集水ますで集水している状況にあります。以前より集水ますにはコンクリートのふたを設置しておりましたけれども、それを網状のグレーチングのほうに交換しまして、できるだけ雨水が流入しやすいように改修をしております。

また、連絡をいただくことがありましたら、連絡をいただければできる限り集水ますの清掃を随時実施しておりますので、対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 全体的なその清掃とか対策については、別に刈谷団地に限ったことではありませぬので、全市的にやはりその辺は十分に対応できるよう、環境をよくしてやっていただきたいと思えます。

次に、ぶどう園踏切から6号までの市道の改善についてです。

6号出口の接続の右折ラインの設置については、私どもが行った市民アンケートにも記載されておりました。昨日、伊藤議員も同様の質問をされており、ダブりますけれども、それだけ住民要望が強いということではないでしょうか。基本的には答弁は変わらないと思いますけれども、改めて質問をいたします。

私は、根本市政になって早々に、平成27年の3月議会でこの質問をしまして、答弁は簡単だったんですけども、平成28年の予算に計上されておりました。昨日の答弁にもありましたが、その後一向に進展がないわけです。ストップしてしまいました。地権者の同意が得られなかったとのことですが、何をもちって同意が得られないのか。こういうケースは先ほどの特養ホームに関する質疑の中でもありましたけれども、なかなか難しい交渉になるとも聞いておりますけれども、皆さんは行政のプロですから、そういう場合はどう切り開いていくのか、ノウハウもあるのではないかと思います。どこまで粘り強く取り組んでいるのか伺いたいと思います。

私も日々使っている道路であり、23号線につながるようになったことから車両もふえて、昨日の答弁では通行量が3倍になったということでしたね。朝夕のラッシュ時は特に流れがとまってしまいます。夕方、私はぶどう園踏切から6号に出るまでのわずか50メートルぐらいの間に4回から5回の信号を待った経験もあります。右折ラインがあれば車が流れるところを、右折車がとどまってしまうために直進車が進めず、信号が変わるまで停滞してしまうという状況です。せっかく予算化し測量まで行ったのですから、何とか進めていただきたいと考えます。進める方策はないのかどうかということ伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） きのうの内容とダブってしまいますが、また改めてちょっとお話しさせていただくと同時に、対策についてもちょっとお話ししたいと思います。

市役所入り口交差点としましては、今お話がありましたように、平成28年にぶどう園踏切から6号に向かい、右折レーン設置を計画しまして、用地取得に伴う境界確定をするための測量業務を発注したところでございます。

しかしながら、周辺地権者の同意が得られないと。地権者関係が何人かいるわけですけども、御説明に行ったところでも御理解をいただけないということで今現在は休止という、正式に休止したということではないですけども、事業が進まないという状況でございます。

市としましては事業の必要性は十分認識しておりますので、今後進捗が図れるように努力してみたいということで考えております。

用地買収というか、測量自体が進まなければ、私も国土交通省で経験しておりますけれども、

なかなか非常に厳しいという状況であります。粘り強くやっていくしかないのかなと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） この土地については、コンビニの土地を融通してもらえれば、右折ラインを設置する条件が十分にあるわけですね。そのところでコンビニの地権者と前市長の間ではなかなかそういう話し合いができる関係にはなかったということで、私は根本市長になってから即質問をしたわけです。そして、地権者の了解を得られたという経過のもとに進んできているわけなんですけれども、ただ、違うその周辺の地権者の同意が得られないということがわかりまして、非常にながかりしているわけなんですけれども、何としても粘り強く交渉を続けて、実現をしていただきたいと思います。市長、何か御意見ありますか。何かお話ししたそうなので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） きのうも伊藤議員のほうにもお話ししましたけれども、私も就任して、地権者はよく知っている方なのですぐ行ってまいりました。「いいよ」という話をして、「じゃ」と話して測量を始めたら、やはり簡単にいろいろな測量しますので、その土地ばかりじゃなくて、前の地主さんからもいろいろと承認を得なければならないということで、それで民民の話でのなかなか話がうまくつかないということなので、その民民の話には私たちは立ち入れないということもございます。それでこういう頓挫をしたんでございます。

話をすれば、恐らくその方にも話はいずれ通じるかと思って、本当に粘り強く、いつになったらという話はできませんけれども、とにかくあそこの右折車線ができることによって、あの地域の交通緩和につながると私は思っております。

また、先ほども次長が言っていましたけれども、本当に何回も何回もお願いするぐらいの気持ちで言ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） ぜひ粘り強くお願いをしたいと思います。

では、次に駅西出口交差点の改善についてです。

私どもの行いましたアンケートに寄せられた意見からも、駅西出口交差点の改善についての要望がありました。かねてより大変要望の多かったことです。歩道を渡る歩行者の往来は、駅方面から、また、刈谷、牛久町方面から行き交います。一方、車はといいますと、刈谷方面から6号へ出る車、駅西口から6号へ出る車が交互に6号線へ入ります。信号が変わるまでのわずか、これは調べていただきましたが2分20秒ぐらいの間隔だと思うんですが、その間に歩行者と車の交差で、高齢の方はつえをついたりシルバーカーを押したりしながらの横断が多く

なり、信号が変わって慌てて通勤者は走って横断をしている、自転車も横断するというような状況で、そこに車が一台でも多く早く6号に入ろうとするという状況があります。

歩車分離式の信号機にすれば、歩行者と車双方が安心して渡ることができるのではないかと、これはアンケートに寄せられた市民からの意見、提案であります。このような歩車分離式の信号機に変えることは可能かどうかということをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えします。

警察庁が定める「歩車分離式信号に関する指針」において、歩車分離制御の導入を検討すべき交差点といたしまして、1つ目として、歩車分離制御により防止することができたと考えられる事故が過去2年間で2件以上発生している、またはその可能性が高いと見込まれる場所、2つ目としまして、通学路等において生徒や児童等の交通の安全を確保する必要があり、かつ歩車分離制御の要望がある場合、3つ目としまして、自動車や歩行者等の交通量が多く、歩車分離制御の導入により横断者の安全性向上などが図れる場合の3条件のいずれかに該当する場合としております。

さらに考慮すべき条件として、歩車分離制御の導入により渋滞が悪化または新たに渋滞が発生することによって、交通の円滑に著しい影響が及ぶと見込まれる場合、または歩車分離制御の導入により信号の待ち時間が増加することによって、歩行者または自動車等の信号無視を誘発するおそれがある場合は、歩車分離制御の効果と影響を総合的に勘案し、導入の適否を判断するものとするとしております。

牛久駅西出口交差点につきましては、毎年、牛久警察署に提出しております信号機設置及び改良に関する要望書の中で歩車分離式を含む改良を要望しているところでございます。しかしながら、過去2年間に発生した事故は1件であり、付近の国道6号線は慢性的に渋滞が発生しているため、歩車分離制御に切りかえた場合、渋滞がより悪化するおそれがあるとの理由で、現時点では歩車分離制御への切りかえは難しいというのが牛久警察署の見解でありますので、御理解を賜りたいと存じます。お願いします。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 6号優先の信号機ということですね。それで、歩車分離にすると新たな6号の渋滞の問題が出てしまうということかと思うんですが、今、歩車分離式の信号機に切りかえることができないのであれば、一つの提案があります。

それは、駅からエスカートの2階を突き抜けて、6号手前にエスカートの壁面に沿って歩道を設置し、信号機の手前で6号に歩道橋を設置して、余り使われていないとか、意味がないと言われているそのポケットパークにおりられるような計画は検討できないかという質問です。

何を言っているのかというふうに思われるかもしれませんが、エスカード建設当時の話を先輩議員、利根川議員から聞きました。従前には駅西口には3本の道路があったそうです。それを2本にしてしまったわけですね。道路は法的に変更する場合は同等のものをつくることになっているそうですね。そういうことで、国の会計検査の指摘を受けた経緯があったそうです。当時の担当者は、苦肉の策として、駅からペDESTリアンデッキを抜けてそのまま6号に突き抜けられるように、いわばビルの中に道路をつくり、障害物をなくして通路としてできるようになっています。エスカードの2階のからくり時計の前を通過して6号に面したところ、確かに障害物は余りなくなっていますが、今いろいろお店なんかちょっと出てはいますけれども、その6号に面したところが確かにアーチ型になっている形跡がありますね、今でも。それがその名残であるということです。

あくまで都市計画法による区画整理として認められなかった経緯があり、そのまま6号を渡る歩道橋をつくって、旧水戸信用金庫の跡ですね、今、建物はまだ残っておりますけれども、そこがないときにはそこにおける計画ということもあったそうでもあります。これは既に過去の話ではありますが、今それを生かしてエスカード壁面に沿って歩道を設置して、信号手前で6号に歩道橋を設置して、ポケットパークにおりられるような計画というのは検討できないかと考える次第ですが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 牛久西口のペDESTリアンデッキからつながるエスカード牛久ビル2階通路につきましては、あくまでもこのビルを利用する方のための共用部分であります。施設利用者以外の通り抜けを想定したものではないという状況でございます。よって、この通路を皆様が利用できるのは、このビルの開館時間である午前9時から閉館となる午後11時までに限定され、それ以降は防犯上の関係で閉鎖されることになっております。そのため、建物内の通路を一般的な歩道としての位置づけで利用することはできない状況になってございます。

また、国道6号への歩道橋設置につきましては、近年バリアフリー化の視点から交通弱者にとっては階段のある歩道橋は利用が困難という状況があります。また、橋梁等の社会インフラの老朽化が問題視され、全国的にそれらの撤去や統廃合が進んでいる状況でございます。

歩道橋などの立体横断施設を新たに整備する場合には、牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例の規定により、エレベーターを設置することになっております。そのため、歩道橋の設置に当たっては、エスカード壁面への設置等の検討も含め、多額の費用が必要となると想定しております。

これらのことにより、歩道橋の設置は大変難しいと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 費用試算については通告はしてあるんですけれども、やる気がないところに試算の質問もないと思うわけなんですけれども、多額の費用がかかるということは容易に考えられることであります。例えば3年から4年間計画でそれに補助金がついたとして、これは不可能ではないのではないかと考えるものです。

土木費について見てみますと、ちょっと調べてみましたけれども、平成25年度は31億2,900万円だったものが、平成29年度は2億8,800万円で約10億円の減となっているわけですね。そういう状況ですから、今お金がないから何がないからということではなくて、今後においてはエスカード全体のリニューアルも含めた課題が生まれてくることもあると考えられるわけなんです、費用試算についていかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） お答えします。

先ほどお話ししたとおり、時間がございませんでした都合もあり、具体的な費用の算出はできませんでした。費用算出するに当たっても、単純にお金を出すということではできなくて、やっぱり費用算出するに当たっては絵を描くという、設計図ができるという前提ですので、過去の事例からその構造的なものとか、絵を描くことはできなくはないんですけれども、今回はちょっとできなかったという状況でございます。

それと、国道6号の交差点及びエスカード壁面に向かっての歩道橋の設置については先ほど言いまして、常識的にも高額になると考えております。数年をかけてはどうかということなんですけれども、そもそも交付金の対象になるかどうかということもちょっとわからない状況ですので、非常に今のところ難しい課題であると考えております。

そのほか、牛久駅西出口の交差点、市道18号線ですけれども、市道23号線の一部開通に伴いまして、刈谷側から国道6号に出る交通量は減ってきている状況です。今後、23号線の全線開通、国道6号の牛久土浦バイパスが開通されることでさらに交通が分散されると考えておりますので、その交通の状況を注視していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） とても難しくできないということ、このような突拍子もないことを言った議員がいたということをごく頭の隅に入れておいていただければと思います。

今回は牛久駅西側地域に限定した形での質問ではありましたが、生活環境の改善については全市共通の課題でもあると思います。豪雨災害に対する対応は喫緊の課題です。若者定住策は市税の確保の要因にもつながる施策であると思います。日々利用する道路の問題は、生活環境の改善課題として切実であります。市民アンケートに寄せられた要望の実現に対し、担当課及び執行部の取り組みを期待して、質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で15番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

これもちまして一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時43分延会